

坂出市 高齢者福祉計画
および
第8期介護保険事業計画
(素案)

2020（令和2）年12月

坂 出 市

目次

第1章 計画策定の趣旨

1	策定の背景	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	他計画との関係	3
5	計画の策定体制	4
	(1) 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会	4
	(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施	4
	(3) 在宅介護実態調査の実施	4
	(4) 介護サービス事業者・法人アンケート調査の実施	4
	(5) 地縁組織や各種団体等アンケート調査の実施	5
	(6) 庁内関係各課への意見聴取の実施	5
	(7) パブリックコメントの実施	5
6	第7期計画の取り組みと評価	6

第2章 坂出市における高齢者を取り巻く現状

1	高齢者の現状について	13
	(1) 人口等の状況	13
	(2) 高齢者等の状況	14
	(3) 世帯の状況	16
2	介護保険被保険者数・認定者数の現状について	17
	(1) 介護保険被保険者の状況	17
	(2) 要支援・要介護認定者の状況	17
3	日常生活圏域について	20
	(1) 第8期計画における日常生活圏域	20
	(2) 日常生活圏域の状況	22
4	アンケート調査結果について	26

第3章 高齢者人口等の将来推計

1	高齢者人口、要支援・要介護認定者数等の推計	27
	(1) 人口推計	27
	(2) 第1号被保険者数の推計	29
	(3) 要支援・要介護認定者数の推計	30
2	圏域別人口、要支援・要介護認定者数の推計	31
	(1) A圏域（与島・西部・中央地区）	31
	(2) B圏域（東部・金山（江尻町）地区）	32
	(3) C圏域（林田・松山・王越地区）	33
	(4) D圏域（金山（江尻町を除く）・川津地区）	34
	(5) E圏域（西庄・加茂・府中地区）	35

第4章 計画の基本理念および基本目標

1 基本理念	36
2 基本目標	37
(1) 健やかに 幸せな まちづくり	37
(2) 楽しく 豊かな 生きがいづくり	37
(3) 思いやりのある 地域ネットワークづくり	37
3 施策の体系	38

第5章 計画の推進体制

1 全庁的な取り組み	39
2 広報体制の充実	39
3 PDCAサイクルを通じた地域マネジメントの推進	39

第6章 施策の推進

1 介護予防と社会参加の推進	40
(1) 介護予防の充実	40
(2) 元気高齢者の活動支援	42
2 高齢者の生活を支える体制の充実	46
(1) 「坂出ささえまるネットワーク」の充実	46
(2) 在宅生活支援の充実	48
(3) 安心して生活するための環境づくり	49
(4) 高齢者の虐待防止と権利擁護	51
3 認知症施策の推進	53
(1) 認知症の理解を深めるための普及啓発	54
(2) 認知症の人や関わる人への支援	55
4 包括的な支援体制の強化	56
(1) 地域包括支援センターの機能強化	56
(3) 在宅医療・介護連携の推進	58
5 介護支援の推進	60
(1) 介護サービス事業所への支援	60
(2) 持続可能な介護保険制度運営	61

第7章 介護保険事業費の見込みおよび保険料

1 介護保険事業の見込み	63
(1) 居宅サービス	63
(2) 施設サービス	66
(3) 地域密着型サービス	67
(4) 介護給付費	70
(5) 予防給付費	70
(6) 標準給付費等	70
(7) 地域支援事業費	70
2 介護保険料基準額の設定	71
(1) 保険料の設定にあたって	71
(2) 第1号被保険者保険料	72

資料編	73
1 坂出市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画について（提言）	73
2 計画策定の経過	73
3 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会設置要綱	73
4 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会委員名簿	73
5 用語解説	73

第1章

計画策定の趣旨

1 策定の背景

わが国の高齢者人口（65歳以上人口）は近年一貫して増加を続けており、2025（令和7）年には団塊の世代すべてが75歳以上になるほか、2040（令和22）年には団塊ジュニア世代が65歳以上になり、今後、さらに高齢化が進行していくことが見込まれています。令和2年版高齢社会白書（内閣府）によると、2019（令和元）年10月時点のわが国の高齢化率は28.4%に達し、総人口が減少する中で65歳以上の高齢者人口が増加することにより高齢化率は上昇を続け、それに伴いひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者等の支援を要する高齢者も増加することが予測されます。

本市においても同様の傾向が見られ、総人口が減少している一方で、65歳以上の高齢者人口は増加しており、高齢化率は、2020（令和2）年10月時点では34.6%に達し、今後、2025（令和5）年には35%、さらにその先の2040（令和22）年には36.8%まで上昇すると予測されています。また、前期高齢者人口が減少し、後期高齢者人口が増加すると見込まれることから、要支援・要介護認定者も増加すると考えられます。

本市では、2000（平成12）年度に介護保険制度がスタートされて以降、高齢者福祉計画および介護保険事業計画を策定し、さまざまな高齢者福祉施策の推進に取り組んできました。第7期計画では、第6期計画に引き続き2035（令和17）年までの長期的視点に立ち「誰もが安心していきいきと暮らせる地域づくり」を基本理念に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってきました。

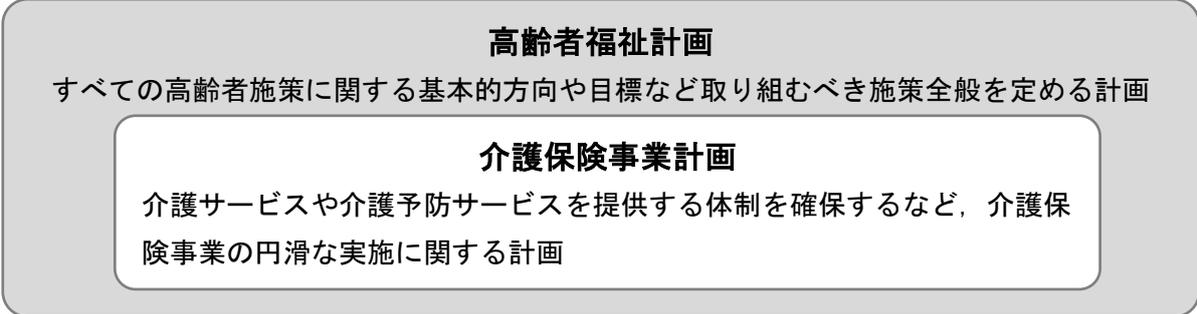
こうした状況を踏まえ、団塊の世代が75歳以上になる2025（令和7）年、さらにその先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年を見据えて、地域包括ケアシステムの一層の深化・推進を図り、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるまちづくりを進める計画として、「坂出市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画」を策定します。

（以下、「第〇期計画」と「介護保険事業」の記載を省略します。）

2 計画の位置付け

本計画は、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定したものです。高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画で、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策全般を定めるものです。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、本市における要介護者や要支援者の人数、介護サービスや介護予防サービスの利用意向などを勘案し必要なサービス量を見込み、介護サービスや介護予防サービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。



3 計画の期間

本計画の対象期間は、2021（令和3）年度～2023（令和5）年度の3年間です。

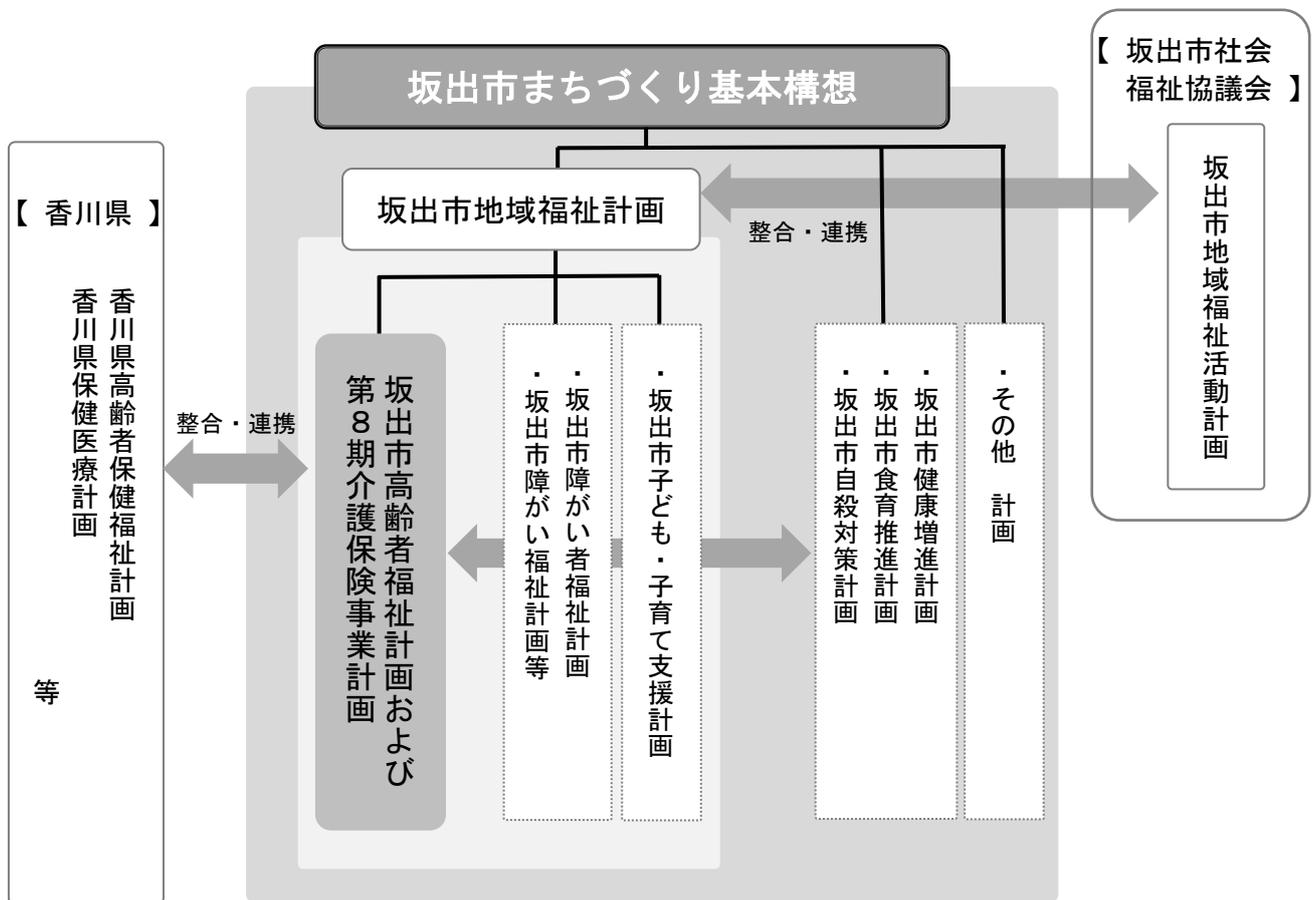
本計画では、第9期計画期間中にあたる「2025年問題（令和7年）」を見据え、段階的な構築をめざしている「地域包括ケアシステム」について、より一層の深化・推進をすすめることとします。

平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画						2025（令和7）年度を見据えた 計画の策定					
			高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画								
						高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画		高齢者福祉計画 第10期介護保険事業計画			

4 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、高齢者に関わるさまざまな計画との整合性を持ったものとします。

特に、「地域共生社会」の実現に向けて、高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等の対象者ごとの福祉施策や、その他の生活関連分野の施策が連携しながら、市民の地域生活を支援することで、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりをめざす計画である「坂出市地域福祉計画」の理念を本計画の根底に位置づけ、本市のさまざまな福祉分野の計画と整合性と連携を持った計画とし、さらに県をはじめとした関係機関の福祉分野の計画とも整合性と連携をもって策定します。



5 計画の策定体制

(1) 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会

保健・医療・福祉・介護の各分野における専門家、学識経験者、被保険者の代表者等を委員とする「坂出市高齢者福祉計画等策定協議会」を設置し、審議・検討を行いました。

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

一般高齢者および事業対象者、要支援認定者を対象に2020（令和2）年2月から3月の期間で調査を実施しました。

	配布数	回答数	回答率
一般高齢者・事業対象者	2,000通	1,422通	71.1%
要支援認定者	1,000通	698通	69.8%

(3) 在宅介護実態調査の実施

在宅で生活している要支援・要介護者のうち、2020（令和2）年1月から4月の期間に「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」のための、認定調査を受けたかたを対象に実施しました。

	調査件数	回答数	回答率
要支援・要介護認定者 (更新・変更申請)	407件	280件	68.8%

(4) 介護サービス事業者・法人アンケート調査の実施

市内で事業所を運営している介護サービス事業者に、アンケート調査を実施し、新たに介護サービスの取り組み意向がある事業者にはヒアリング調査を2020（令和2）年8月から9月の期間で実施しました。

(5) 地縁組織や各種団体等アンケート調査の実施

自治会，民生児童委員，地区社会福祉協議会，老人クラブ，婦人会，シルバー人材センター，社会福祉協議会等へのアンケート調査を2020（令和2）年8月から9月の期間で実施しました。

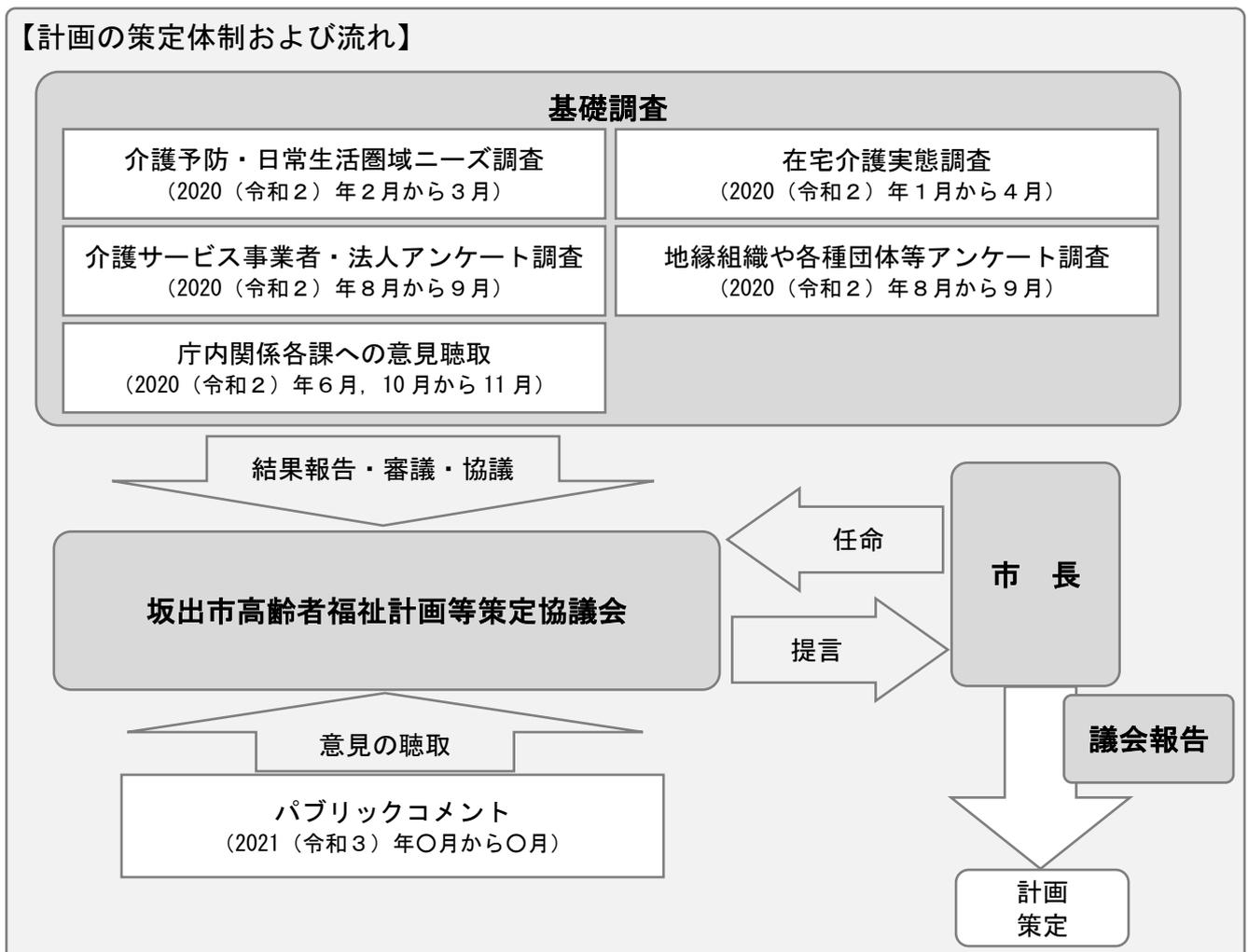
(6) 庁内関係各課への意見聴取の実施

「坂出市高齢者福祉計画および第7期介護保険事業計画」の事業の取り組みの実績，評価，課題と対応策について調査を2020（令和2）年6月に行い，次期計画に向けて意見を10月から11月の期間で聴取しました。

(7) パブリックコメントの実施

本計画の内容に関して市民の意見を求めるため，意見公募を実施しました。

【計画の策定体制および流れ】



6 第7期計画の取り組みと評価

本市では、2018（平成30）年度から2020（令和2）年度にかけてさまざまな施策を進め、第7期計画をより現実のものとし、基本理念を実現するため、「坂出市介護保険事業計画運営推進委員会」等を開催し、進行管理および評価を行ってきました。その評価から課題を抽出したうえで、第8期計画の策定に取り組めます。

会 議	年	月
平成30年度 坂出市介護保険事業計画運営推進委員会	平成31年	2月28日
令和元年度 坂出市介護保険事業計画運営推進委員会	令和元年	11月21日
令和2年第1回 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会	令和2年	7月9日
令和2年第1回 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会		

■ 第7期計画の取り組みと評価

第7期計画における高齢者施策の展開として4つの具体項目ごとに取り組を進めてきました。

1) 自立支援・重度化防止の推進

推進施策：介護予防の総合的な推進

運動器の機能向上や転倒予防など介護予防に向けた取り組み強化のため介護予防教室の充実を図るとともに、「出前講座」の活用やリハビリ職など専門職との連携により、通いの場の充実に取り組めました。

<主な取組>

- ・ 住民主体の通いの場への専門職支援
- ・ 転倒予防・認知症予防のため、はつらつ教室やコグニサイズなど一般介護予防教室の開催
- ・ リハビリ専門職によるオリジナル体操の作成・普及
- ・ 介護予防サポーターの養成など地域の担い手の創出ならびに活動の場づくり

<評価と課題>

リハ連携会の協力により作成したご当地体操「ころばんで体操」を「介護の日」にお披露目し、市民に広く周知啓発することで転倒予防・介護予防の強化に取り組むとともに、出前講座による専門職の派遣を積極的に行うことで、通いの場の充実を図りました。

今後は新型コロナウイルス感染症への対策を講じたうえでの各種教室運営やコロナ禍における通いの場への支援を行いつつ、元気高齢者が活躍する地域をめざし、介護予防の強化に取り組めます。

推進施策：地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの深化・推進のための中核的役割を担う機関です。その役割を果たすため、さまざまな職種や機能との連携・共働による包括的な支援体制づくりに努めるとともに、困ったときに気軽に相談することができる体制づくりを目標に取り組みました。

<主な取組>

- 高齢者に関するさまざまな相談に応じ、適切な支援につなげる「出前包括」の新設
- ダブルケア（育児と介護を同時に担う）に関する支援
- 相談、支援等の増加、複雑化に対応するための専門職の人員強化

<評価>

地域包括支援センターの機能充実のためリハビリ職の増員がなされたほか、「出前講座」で専門職が地域に出向いた際に実施する「出前包括」や、まるっこ広場での「ダブルケアカフェ」の定期開催などを通じて、高齢者に関するさまざまな相談、支援に取り組みました。

今後も、気軽に相談できる総合窓口をめざすとともに、多問題を抱える世帯への包括的支援のための体制づくりに努めます。

推進施策：地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進

地域課題やニーズを把握し、高齢者に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を進めるため、多職種による地域ケア会議の充実を図るとともに、高齢者の自立支援および重度化防止に資するためのケアマネジメント機能の充実に取り組みました。

<主な取組>

- 自立支援に向けた多職種連携による新規ケアプランの検討
- 地域のニーズを把握し社会資源の開発につなげるための地域ケア会議の開催
- 困難事例について多職種で検討するケース会議の開催
- 居宅介護支援事業者連絡会や主任ケアマネジャー連絡会等を定期的開催

<評価>

多職種による困難事例等の個別ケース会議や地域包括支援センターのケアマネジャーを中心とした自立支援のための事例検討会、居宅介護支援事業者連絡会での勉強会

第1章 計画策定の趣旨

を通じて、高齢者の自立支援および重度化防止のためのケアマネジメントの向上に努めました。

今後は、地域課題やニーズの把握を踏まえての政策提言につながる地域ケア会議の機能強化に取り組みます。

推進施策：生涯現役の推進

生涯学習やスポーツ活動など的高齢者自らが活動できる場の提供や、地域活動がしやすい機会の提供など、社会参加や生涯学習、趣味・生きがい活動を通じ、健康づくりや介護予防につながる支援を推進しました。

<主な取組>

- ・ 特定健康診査の受診勧奨や健康教育、健康相談などの保健指導の実施による健康づくりの推進
- ・ 生涯学習フェスタの開催やラジオ体操普及活動など生涯学習やスポーツ活動を通じての生きがいづくりの推進

<評価>

身近な場所でのラジオ体操広場の開設やふるさと坂出スポレク大会でスポーツ活動の推進を図りました。また、各地区の老人クラブでは自主活動として老人大学を開催するなど高齢者の生きがいづくりにつなげる活動を支援しました。

2) 高齢者の生活を支える体制の充実

推進施策：地域住民による自主活動の充実

趣味やボランティア活動などの自主活動に対して興味を持っている高齢者の社会参加の推進と元気高齢者の活躍の場の確保に向けた住民組織の連携体制の充実に取り組みました。

<主な取組>

- ・ 介護予防サポーターの養成や育成
- ・ 「出前講座」開催による社会福祉協議会ふれあいサービスや仲間づくり活動の普及啓発
- ・ 協議体設置を通じての住民組織連携方法の模索や活動内容の共有
- ・ 生活支援体制整備事業の講演会の開催による高齢者の社会参加の推進
- ・ 老人クラブの会員数増加を図るための助成金の活用

<評価>

介護予防サポーターをはじめとしたさまざまな活動を行うことで、担い手として活動する高齢者自身の生きがいや介護予防につながることの普及啓発と活動の受け皿の紹介に取り組みました。

今後は、さらに裾野を広げた啓発活動を実施し、住民への意識の浸透を図っていく必要があります。

推進施策：在宅生活支援の充実

住民相互の助け合い・支えあい活動の充実に向けて、生活支援体制整備事業における協議体設置に取り組むとともに、在宅介護や介護家族への支援、見守りをはじめとするひとり暮らし高齢者への生活支援に取り組みました。

<主な取組>

- 生活支援体制整備事業における第2層協議体の設置の推進
- 寝具乾燥消毒サービス事業や老人入浴サービス給付の継続実施
- 在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業や介護慰労金支給事業の継続実施
- 老人福祉電話貸与事業や要援護老人給食サービス事業の継続実施

<評価>

第1層協議体「坂出ささえまろネットワーク」に引き続き、11地区で第2層協議体が設置されています。設置済みの地区においては、アンケート実施による住民ニーズの把握や有償・無償の活動メニューを設定するなど、具体的な動きが始まっています。今後、さらに第2層協議体間での情報交換などを積極的に行い、地域独自の活動の充実に取り組んでいく必要があります。

推進施策：高齢者の虐待防止と権利擁護

権利擁護をテーマにした出前講座の開催や高齢者虐待についての事業所研修などを実施しました。また、国の成年後見制度利用促進法に基づく地域連携ネットワークの構築に取り組みました。

<主な取組>

- 成年後見制度利用促進体制整備事業による中核機関の設置
- 悪徳商法、成年後見制度などをテーマにした出前講座の開催
- 成年後見制度利用支援事業による市長申立ての実施

<評価>

市の成年後見制度利用支援事業と社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の連携など、これまでも成年後見制度の利用促進に取り組んできましたが、今後、成年後見制度利用促進体制整備事業に取り組むことで、関係機関との連携体制を充実させていきます。また、市民や関係機関に対する成年後見制度の周知啓発も継続していく必要があります。

虐待対応においても、これまで同様、関係機関と連携し対応を行っていく必要があります。

推進施策：住み慣れた地域で安心して生活するための環境づくり

高齢者に適切な住まい環境の整備や都市整備、高齢者事故防止対策の強化を目標に、高齢者が安心して暮らせる環境づくりに取り組みました。

＜主な取組＞

- 軽費老人ホーム（20室）の整備
- 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅、養護老人ホーム等状況把握と情報提供
- デマンド型乗合タクシー、循環バスの利用促進
- 老人大学等での交通安全教室の開催

＜評価＞

予定していた軽費老人ホームの整備は、計画どおり完了しました。引き続き施設状況の把握と情報提供に努めます。

また、デマンド型乗合タクシー、循環バスは市内の移動手段として重要な役割を担っており、引き続き利用促進に取り組んでいきます。

推進施策：在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護を一体的に提供するため、坂出市医師会在宅医療介護連携支援センター等と連携しながら、専門職同士の顔の見える関係づくりに努めるとともに、切れ目のない連携体制の構築に取り組みました。

＜主な取組＞

- レコルデ在宅の開催による事例検討の実施
- 多職種研修会の開催

＜評価＞

坂出市医師会在宅医療介護連携支援センターを中心に、レコルデ在宅や多職種研修会を開催することより、顔の見える関係がより強化されました。

今後は、坂出市医師会と連携し、終末期や看取りなど、ACP（アドバンスケアプランニング）の推進を図っていくため、ブルーカードの普及啓発を図るとともに、市民への周知啓発に向けてかかりつけ医とも連携していく必要があります。

3) 認知症高齢者支援策の充実

推進施策：認知症対策の推進

すべてのかたが認知症を正しく理解し、支援できる地域づくりや、認知症予防につながる取り組みの充実、家族介護者への支援の充実、早期診断・早期対応の体制強化を目標に啓発活動や連携支援に取り組みました。

<主な取組>

- 小売業や金融機関，小中学生などを対象とした認知症サポーター養成講座の開催
- 認知症ケアパスの普及啓発
- 認知症カフェを活用した工作や手芸などのワークショップの開催
- 認知症の身近な地域の相談窓口の周知，拡充
- 「もの忘れ・けんしん」による早期対応と予防の周知

<評価>

認知症初期集中支援チームの活動や「もの忘れ・けんしん」により，早期診断・早期対応の体制強化を図りました。認知症サポーターの活動への支援や生活習慣病予防の担当部署との連携など認知症予防につながる取り組みの充実を図る必要があります。

4) 介護支援の推進

推進施策：介護サービス基盤整備

介護保険事業を健全かつ円滑に運営し，介護が必要になっても自立したい生活を継続するために，中長期的な視点から，サービスの基盤整備の充実や質の向上に取り組みました。

基盤整備にあたっては，日常生活圏域や需要のバランスを勘案しながら，計画的に進めました。

<主な取組>

- C圏域…認知症対応型共同生活介護（グループホーム）1か所（18床）
- D圏域…介護老人保健施設増床 1か所（20床）

<評価>

計画通り整備され，介護サービス提供体制の充実が図れました。

推進施策：持続可能な介護保険制度運営にあたって

高齢者にとって，より身近で利用しやすい制度の実施を心がけ，わかりやすく公正・公平な事業運営を目標に，情報提供や相談対応に取組みむとともに，介護給付適正化計画に基づいた検証・評価・見直しを実施しました。

<主な取組>

- 広報紙やホームページ等での周知，老人大学や出前講座の実施
- 要介護認定の適正化
- ケアプラン，住宅改修・福祉用具，医療情報との突合・縦覧の点検
- 介護給付費通知の送付

第1章 計画策定の趣旨

- 居宅介護支援事業者等への指導・助言
- 介護相談員の事業所への派遣

<評価>

介護保険制度に対する理解を促進し、適切な利用に結びつくよう、情報提供を行うとともに、サービス事業者等との連携や利用者からの相談対応を通じて、介護サービスの質の向上に努めました。また、ケアプランの点検等の適正化事業については確実に実施することができました。

今後も介護保険制度の変更を踏まえた周知活動と適正化事業に取り組み、持続可能な介護保険制度の運営に向けて給付費の適正化に注力していきます。

第2章

坂出市における高齢者を取り巻く現状

1 高齢者の現状について

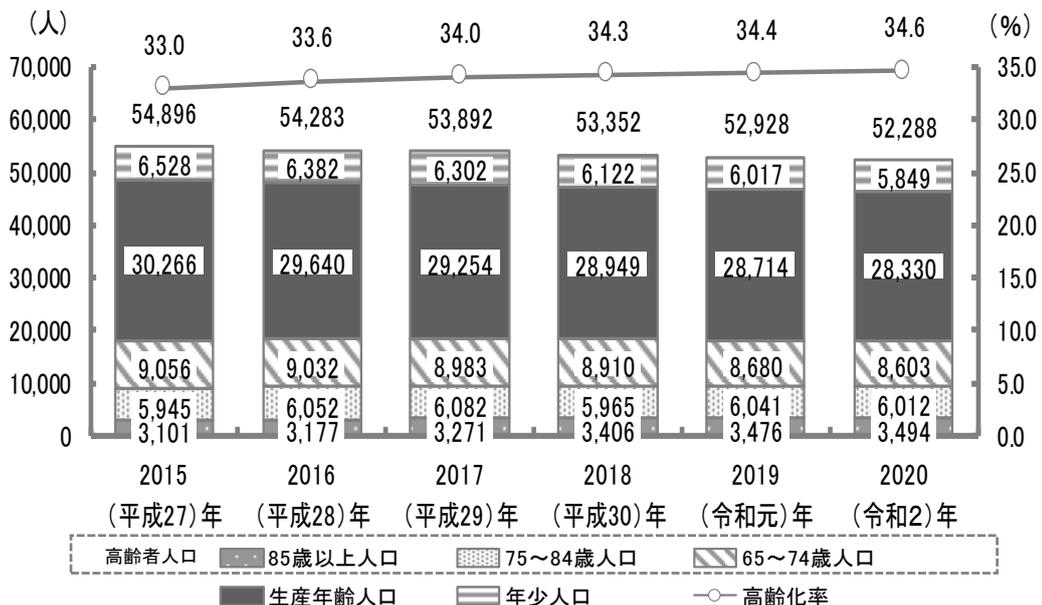
(1) 人口等の状況

本市の総人口の推移をみると、2015（平成27）年の54,896人から、2020（令和2）年には、52,288人と2,608人減少しています。また、年齢3区分人口の状況を見ると、年少人口および生産年齢人口ともに毎年減少しています。一方、高齢者人口については、2017（平成29）年をピークに減少していますが、高齢化率は毎年上昇しており、2020（令和2）年には34.6%となっています。

◆ 人口の推移状況

単位：人、()内は構成比

区分	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年
総人口	54,896	54,283	53,892	53,352	52,928	52,288
年少人口 (0歳～14歳)	6,528 (11.9%)	6,382 (11.8%)	6,302 (11.7%)	6,122 (11.5%)	6,017 (11.4%)	5,849 (11.2%)
生産年齢人口 (15歳～64歳)	30,266 (55.1%)	29,640 (54.6%)	29,254 (54.3%)	28,949 (54.2%)	28,714 (54.2%)	28,330 (54.2%)
高齢者人口	18,102 (33.0%)	18,261 (33.6%)	18,336 (34.0%)	18,281 (34.3%)	18,197 (34.4%)	18,109 (34.6%)
(65歳～74歳)	9,056 (16.5%)	9,032 (16.6%)	8,983 (16.6%)	8,910 (16.7%)	8,680 (16.4%)	8,603 (16.4%)
(75歳～84歳)	5,945 (10.8%)	6,052 (11.1%)	6,082 (11.3%)	5,965 (11.2%)	6,041 (11.4%)	6,012 (11.5%)
(85歳以上)	3,101 (5.7%)	3,177 (5.9%)	3,271 (6.1%)	3,406 (6.4%)	3,476 (6.6%)	3,494 (6.7%)



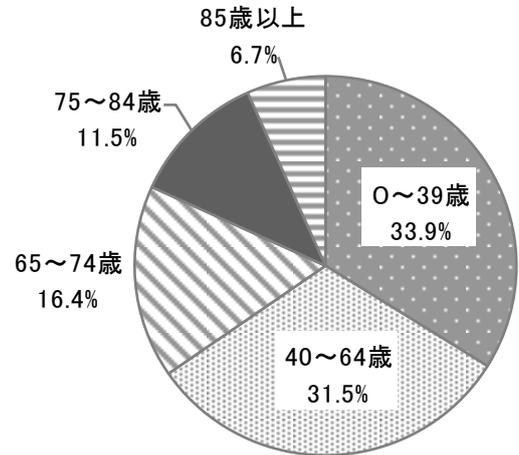
資料：住民基本台帳【各年10月1日現在】

(2) 高齢者等の状況

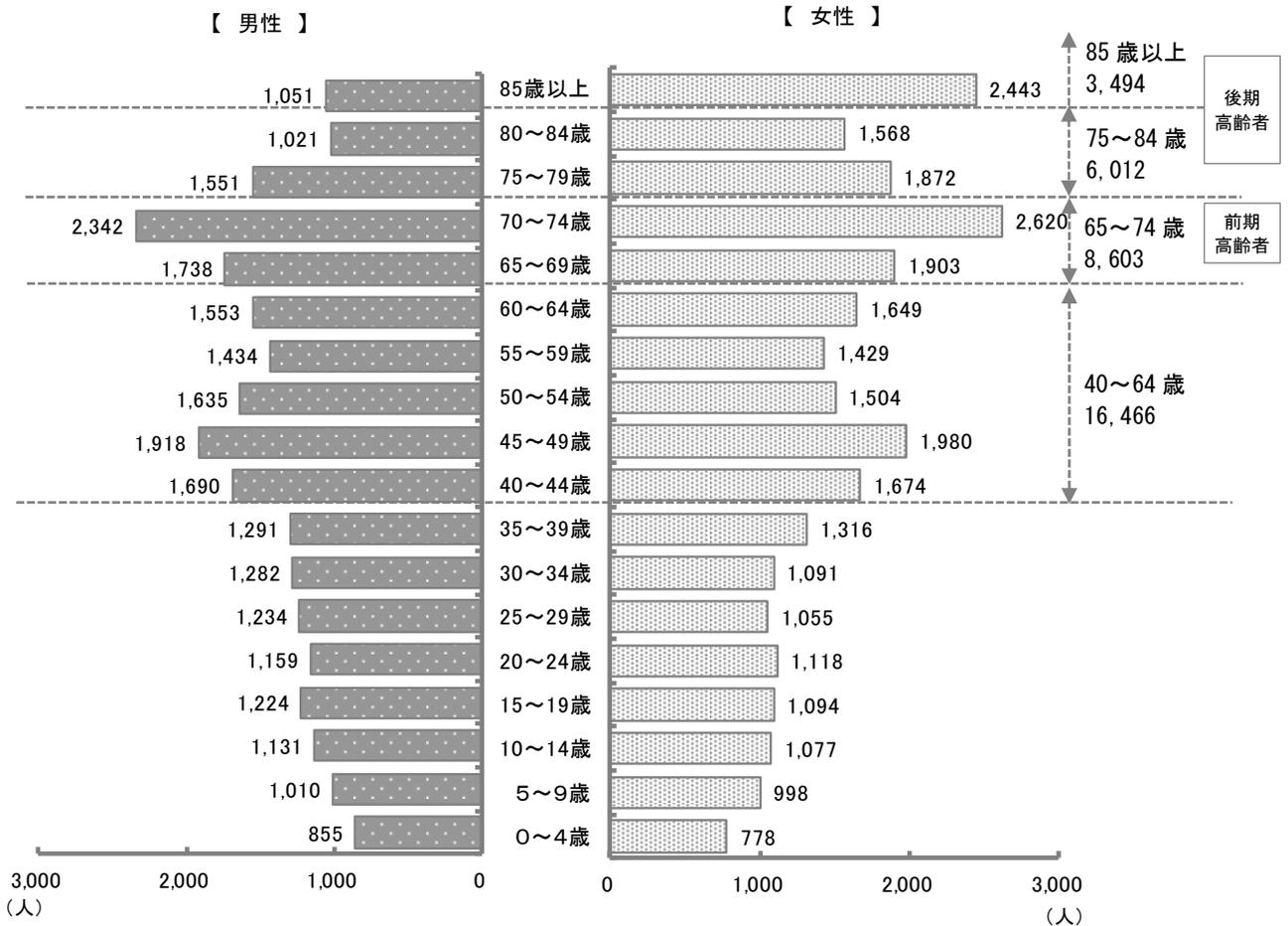
2020（令和2）年における高齢者の状況をみると、65歳以上の高齢者数は18,109人となっており、そのうち65～74歳の前期高齢者数が8,603人、75歳以上の後期高齢者数が9,506人となっています。

◆ 人口構成状況

区分		人口（人）	割合（％）
0～39歳		17,713	33.9
40～64歳		16,466	31.5
65歳以上（高齢者）		18,109	34.6
前期高齢者	65～74歳	8,603	16.4
後期高齢者	75～84歳	6,012	11.5
	85歳以上	3,494	6.7
合計		52,288	



資料：住民基本台帳【2020（令和2）年10月1日現在】



資料：住民基本台帳【2020（令和2）年10月1日現在】

高齢化率の状況を全国および香川県全体と比較すると、本市の高齢化率は高い状況が続いています。また、県内の他市と比較しても高い状況です。

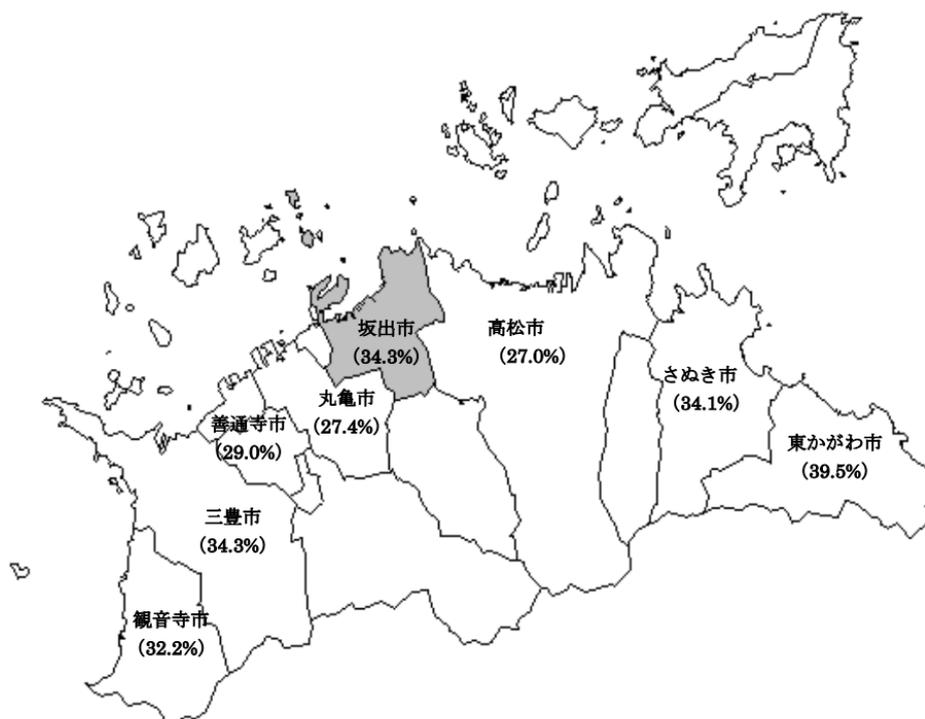
◆ 高齢化率の推移比較

単位：人

区分	2005（平成17）年	2010（平成22）年	2015（平成27）年	
	高齢化率	高齢化率	高齢者数	高齢化率
全国	20.1%	23.0%	33,465,441	26.6%
香川県	23.3%	25.8%	286,296	29.9%
坂出市	26.3%	29.1%	18,133	34.3%

資料：国勢調査

◆ 高齢化率の比較（県内8市）



資料：国勢調査【2015（平成27）年】

(3) 世帯の状況

世帯の推移をみると、65歳以上の世帯員のいる世帯は、世帯数および一般世帯に占める割合ともに増加しており、2015（平成27）年には52.2%となっています。また、高齢夫婦世帯、高齢単身者世帯についても世帯数、一般世帯に占める割合ともに増加しています。

◆ 世帯の推移

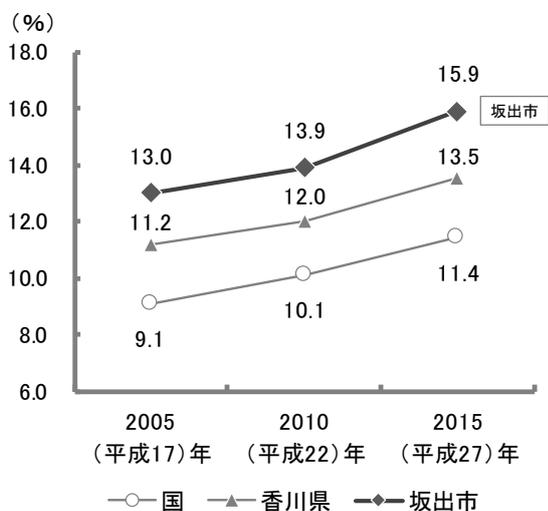
単位：世帯，%

区分		2005（平成17）年		2010（平成22）年		2015（平成27）年	
		世帯数	一般世帯に占める割合	世帯数	一般世帯に占める割合	世帯数	一般世帯に占める割合
一般世帯	国	49,062,530	100.0	51,842,307	100.0	53,331,797	100.0
	香川県	375,634	100.0	389,652	100.0	397,602	100.0
	坂出市	20,950	100.0	21,344	100.0	21,294	100.0
65歳以上の世帯員のいる世帯	国	17,204,473	35.1	19,337,687	37.3	21,713,308	40.7
	香川県	152,463	40.6	162,455	41.7	180,429	45.4
	坂出市	9,660	46.1	10,205	47.8	11,109	52.2
高齢夫婦世帯	国	4,487,042	9.1	5,250,952	10.1	6,079,126	11.4
	香川県	42,075	11.2	46,830	12.0	53,781	13.5
	坂出市	2,719	13.0	2,977	13.9	3,379	15.9
高齢単身者世帯	国	3,864,778	7.9	4,790,768	9.2	5,927,686	11.1
	香川県	33,087	8.8	38,301	9.8	48,194	12.1
	坂出市	2,234	10.7	2,495	11.7	3,058	14.4

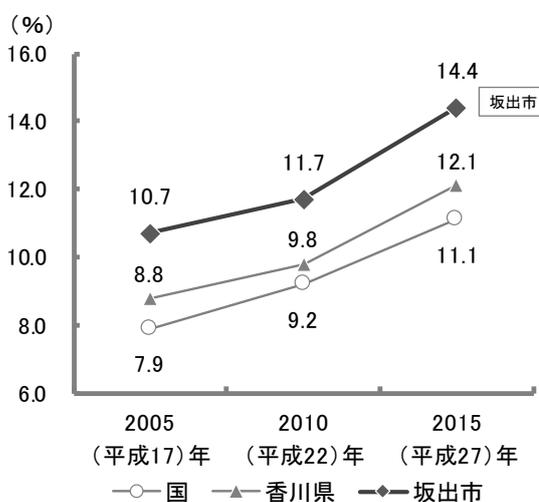
資料：国勢調査

※高齢夫婦世帯・・・夫65歳以上妻60歳以上の1組のみの一般世帯

◆ 高齢夫婦世帯割合の推移



◆ 高齢単身者世帯割合の推移



2 介護保険被保険者数・認定者数の現状について

(1) 介護保険被保険者の状況

介護保険被保険者の推移状況を見ると、第1号被保険者は2018（平成30）年3月末をピークに減少しています。一方で、前期高齢者は毎年増加しています。

◆ 介護保険被保険者の推移状況

単位：人

区分	2015 (平成27) 年3月末	2016 (平成28) 年3月末	2017 (平成29) 年3月末	2018 (平成30) 年3月末	2019 (平成31) 年3月末	2020 (令和2) 年3月末
第1号被保険者(65歳以上)	17,880	18,118	18,217	18,224	18,150	18,014
前期高齢者(65～74歳)	9,017	9,102	9,266	9,333	9,445	9,455
後期高齢者(75歳以上)	8,863	9,016	8,951	8,891	8,705	8,559

資料：見える化システム、
【(2019（平成31）年、2020（令和2）年は厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報）】

(2) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者の推移状況を見ると、2020（令和2）年3月末で3,525人となっています。また、認定率は、毎年上昇しており、2020（令和2）年3月末で19.3%となっています。

◆ 要支援・要介護認定者数と認定率の推移

単位：人、%

区分	認定者数						
	2015 (平成27) 年3月末 (17,880)	2016 (平成28) 年3月末 (18,118)	2017 (平成29) 年3月末 (18,217)	2018 (平成30) 年3月末 (18,224)	2019 (平成31) 年3月末 (18,150)	2020 (令和2) 年3月末 (18,014)	
第1号被保険者	要支援1	678 (3.8%)	733 (3.9%)	754 (4.2%)	775 (4.4%)	795 (4.5%)	790 (4.4%)
	要支援2	508 (2.8%)	520 (2.9%)	539 (3.0%)	552 (3.0%)	604 (3.3%)	636 (3.5%)
	要介護1	711 (4.0%)	666 (3.7%)	683 (3.7%)	688 (3.8%)	695 (3.8%)	716 (4.0%)
	要介護2	432 (2.4%)	403 (2.2%)	414 (2.3%)	408 (2.2%)	425 (2.3%)	426 (2.4%)
	要介護3	339 (1.9%)	360 (2.0%)	350 (1.9%)	337 (1.8%)	324 (1.8%)	306 (1.7%)
	要介護4	338 (1.9%)	337 (1.9%)	331 (1.8%)	353 (1.9%)	370 (2.0%)	360 (2.0%)
	要介護5	183 (1.0%)	233 (1.3%)	227 (1.2%)	273 (1.5%)	230 (1.3%)	243 (1.3%)
	小計	3,189 (17.8%)	3,252 (17.9%)	3,298 (18.1%)	3,386 (18.6%)	3,443 (19.0%)	3,477 (19.3%)

第2章 坂出市における高齢者を取り巻く現状

区分		認定者数					
		2015 (平成27) 年3月末 (17,880)	2016 (平成28) 年3月末 (18,118)	2017 (平成29) 年3月末 (18,217)	2018 (平成30) 年3月末 (18,224)	2019 (平成31) 年3月末 (18,150)	2020 (令和2) 年3月末 (18,014)
第2号被保険者	要支援1	3	7	9	7	3	10
	要支援2	9	9	15	11	12	11
	要介護1	13	5	4	5	9	4
	要介護2	8	12	11	11	12	14
	要介護3	4	3	7	7	5	2
	要介護4	5	5	4	4	4	3
	要介護5	6	4	5	3	5	4
	小計	48	45	55	48	50	48
合計	3,237	3,297	3,353	3,434	3,493	3,525	

資料：見える化システム、
【(2019(平成31)年、2020(令和2)年は厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報)】

認定者の割合の推移状況を見ると、要支援1、要支援2の割合が経年的にみて緩やかに上昇し、2020(令和2)年3月末には41.0%となっています。

◆ 要支援・要介護認定者数と認定者割合の推移

(上段：人，下段：%)

区分		認定者数					
		2015 (平成27) 年3月末	2016 (平成28) 年3月末	2017 (平成29) 年3月末	2018 (平成30) 年3月末	2019 (平成31) 年3月末	2020 (令和2) 年3月末
第1号被保険者	要支援1	678	733	754	775	795	790
		21.3	22.5	22.9	22.9	23.1	22.7
	要支援2	508	520	539	552	604	636
		15.9	16.0	16.3	16.3	17.5	18.3
	要介護1	711	666	683	688	695	716
		22.3	20.5	20.7	20.3	20.2	20.5
	要介護2	432	403	414	408	425	426
		13.6	12.4	12.6	12.0	12.3	12.3
	要介護3	339	360	350	337	324	306
		10.6	11.1	10.6	10.0	9.4	8.8
	要介護4	338	337	331	353	370	360
		10.6	10.4	10.0	10.4	10.7	10.4
	要介護5	183	233	227	273	230	243
		5.7	7.2	6.9	8.1	6.7	7.0
合計	3,189	3,252	3,298	3,386	3,443	3,427	
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

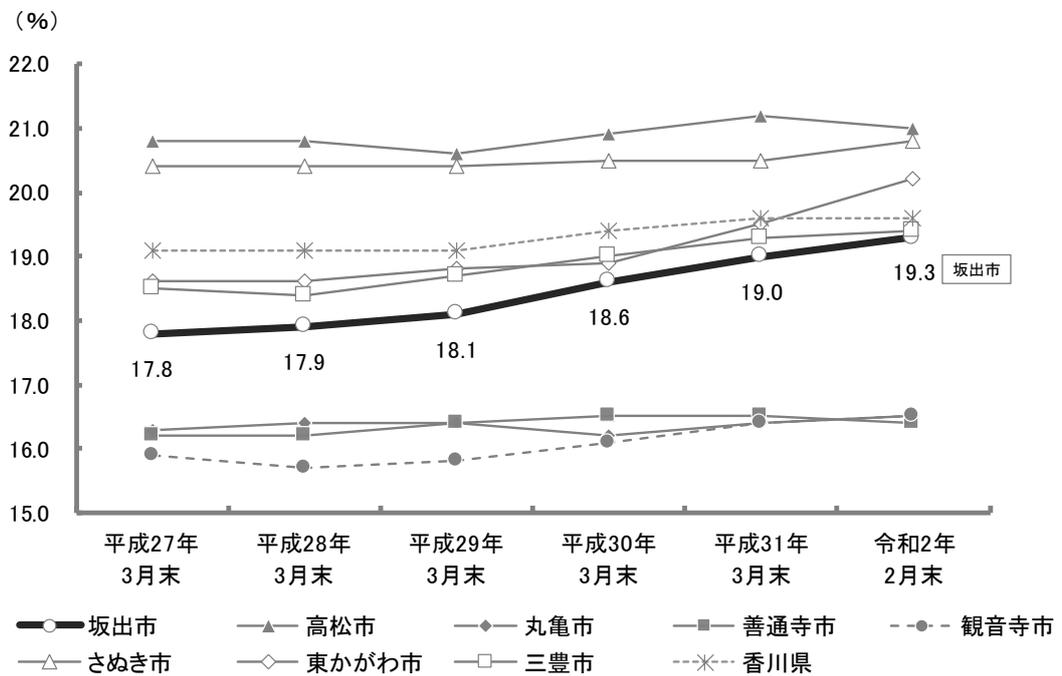
資料：見える化システム、
【(2019(平成31)年、2020(令和2)年は厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報)】

認定率の状況を他市と比較すると、他市と同様に上昇しています。また、2015(平成27)年3月末からの伸び率は2番目に高い状況となっています。県の認定率に比べ低い水準で推移しているものの、2020(令和2)年3月末では、0.3ポイントの差となっています。

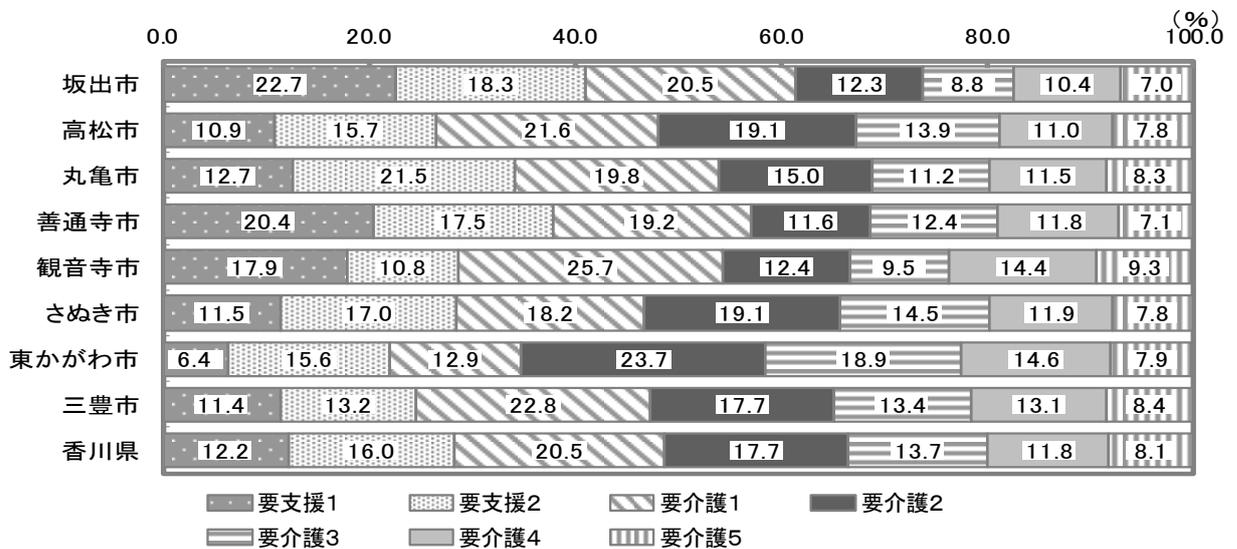
また、認定者の割合を県・他市と比較すると、要支援1の割合が最も高くなっています。

◆ 認定率の比較

項目	2015 (平成27) 年3月末	2016 (平成28) 年3月末	2017 (平成29) 年3月末	2018 (平成30) 年3月末	2019 (平成31) 年3月末	2020 (令和2) 年3月末
坂出市	17.8	17.9	18.1	18.6	19.0	19.3
高松市	20.8	20.8	20.6	20.9	21.2	21.0
丸亀市	16.3	16.4	16.4	16.2	16.4	16.5
善通寺市	16.2	16.2	16.4	16.5	16.5	16.4
観音寺市	15.9	15.7	15.8	16.1	16.4	16.5
さぬき市	20.4	20.4	20.4	20.5	20.5	20.8
東かがわ市	18.6	18.6	18.8	18.9	19.5	20.4
三豊市	18.5	18.4	18.7	19.0	19.3	19.4
香川県	19.1	19.1	19.1	19.4	19.6	19.6



◆ 県下8市の要支援・要介護認定者割合の比較



資料：見える化システム、
【2020（令和2）年3月末時点厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報】

3 日常生活圏域について

(1) 第8期計画における日常生活圏域

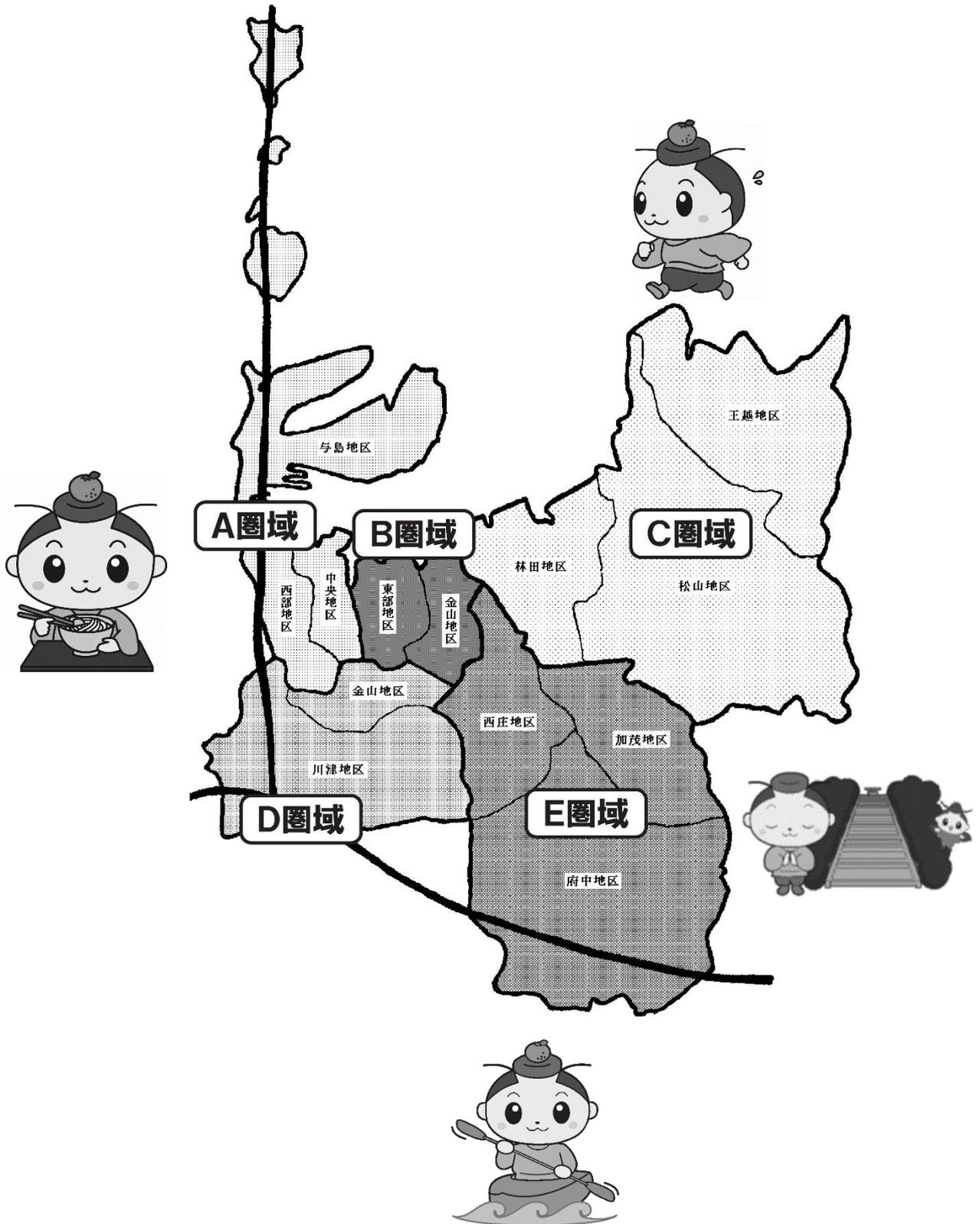
第3期計画から現在の日常生活圏域（5圏域）を設定し、地域密着型サービス事業所等の基盤整備や日常生活圏域ニーズ調査による地域分析に基づき、高齢者福祉事業など各種事業を行ってきました。

引き続き、第8期計画における圏域の設定についても、中学校区を基本（坂出中学校区および白峰中学校区が広範囲に及ぶため、両校区を2区に区分）として、地域包括ケアシステムの深化・推進、各種施策に取り組みます。

◆ 第8期計画における日常生活圏域

圏域	町名					
【A圏域】 与島・西部・中央地区	川崎町 常盤町 新浜町 沙弥島 西大浜北	坂出町 八幡町 富士見町 与島町 西大浜南	御供所町 白金町 文京町 岩黒	宮下町 寿町 青葉町 櫃石	中央町 本町 駒止町 番の州町	築港町 元町 瀬居町 沖の浜
【B圏域】 東部・金山（江尻町） 地区	京町 入船町	室町 谷町	旭町 江尻町	横津町	久米町	昭和町
【C圏域】 林田・松山・王越地区	林田町	神谷町	高屋町	青海町	大屋富町	王越町
【D圏域】 金山（江尻町を除く）・ 川津地区	池園町 川津町	大池町	花町	小山町	笠指町	福江町
【E圏域】 西庄・加茂・府中地区	西庄町	加茂町	府中町			

日常生活圏域図

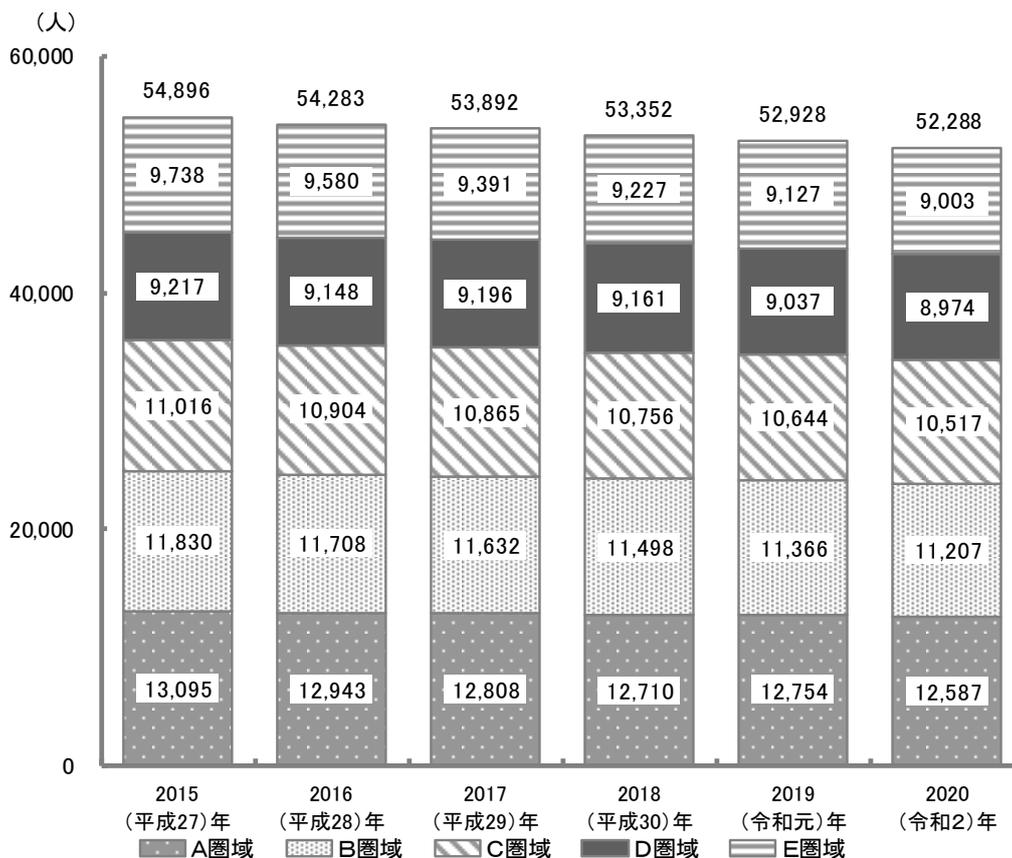


(2) 日常生活圏域の状況

① 圏域別の人口

圏域別の人口は、2015（平成27）年に比べ、すべての圏域で減少しています。2015（平成27）年から2020（令和2）年にかけての減少率が最も高いのはE圏域で7.5%減、最も低いのはD圏域で2.6%減となっています。

◆ 圏域別の人口



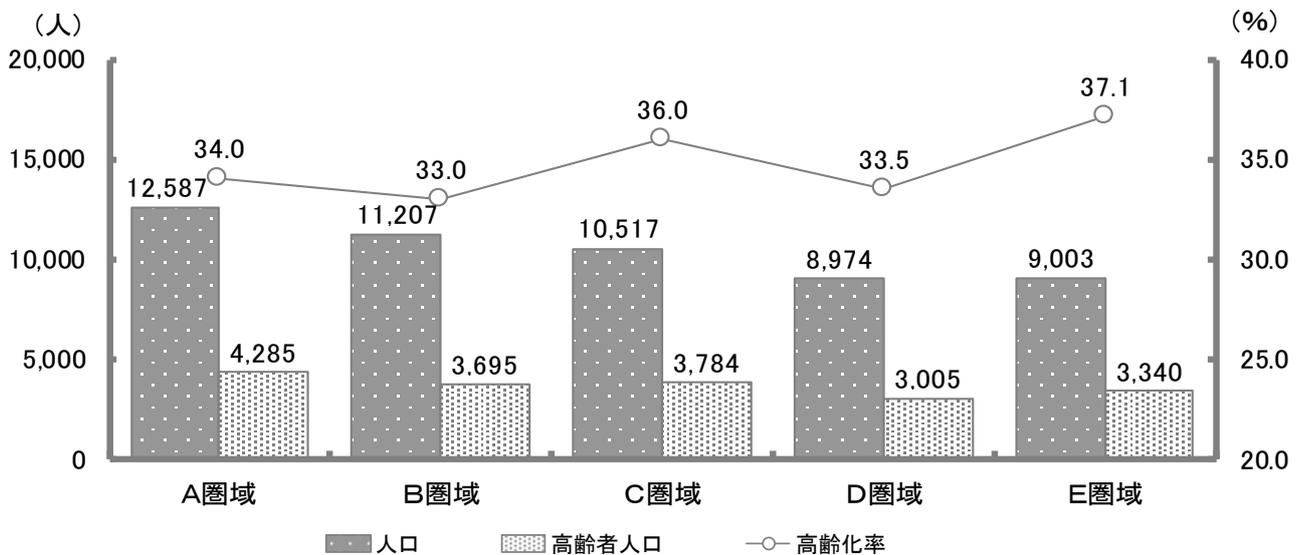
資料：住民基本台帳【各年10月1日現在】

② 圏域別の高齢者人口と高齢化率

圏域別の人口は、A圏域が12,587人と最も多く、次にB圏域が11,207人となっています。高齢者人口はA圏域が4,285人と最も多く、次いでC圏域が3,784人となっています。

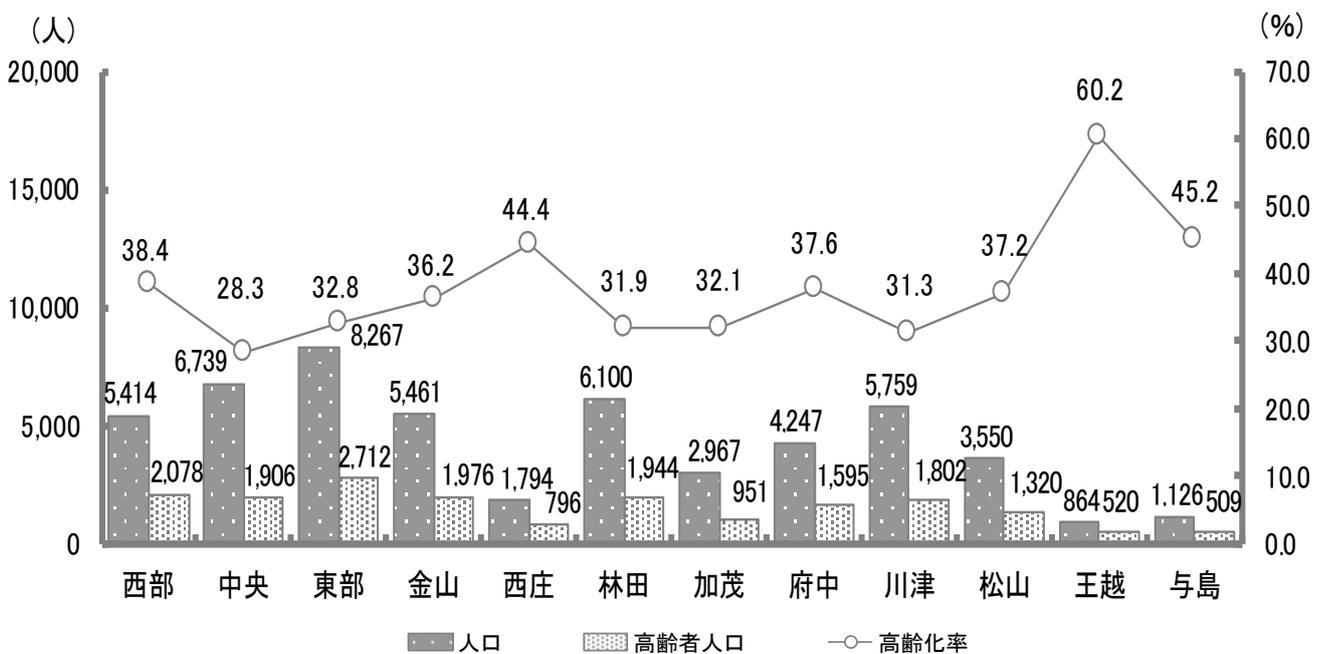
また、高齢化率はE圏域の37.1%が最も高く、B圏域の33.0%が最も低くなっています。

◆ 圏域別の高齢者人口と高齢化率



資料：住民基本台帳【2020（令和2）年10月1日現在】

◆ 【参考】地区別の高齢者人口と高齢化率

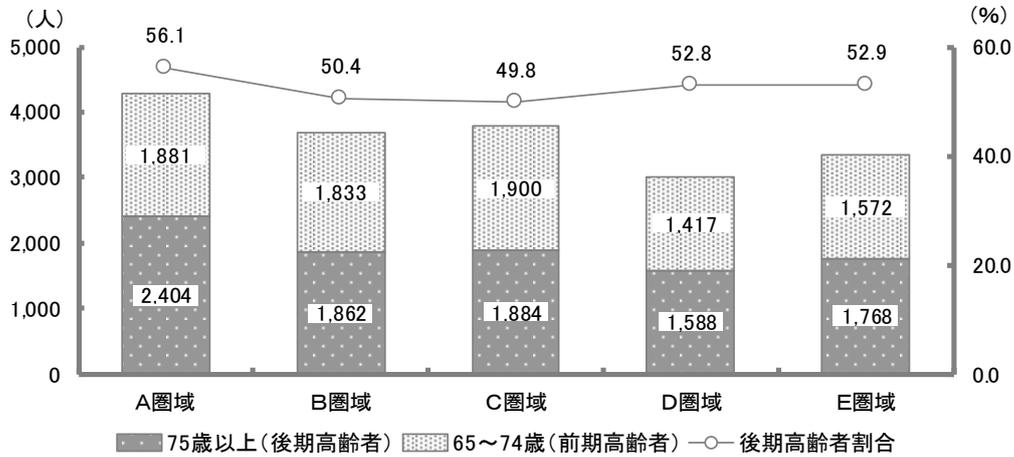


資料：住民基本台帳【2020（令和2）年10月1日現在】

③ 圏域別の後期高齢者割合

圏域別の後期高齢者割合はA圏域が56.1%と最も高く、C圏域が49.8%と最も低くなっています。

◆ 圏域別の後期高齢者割合

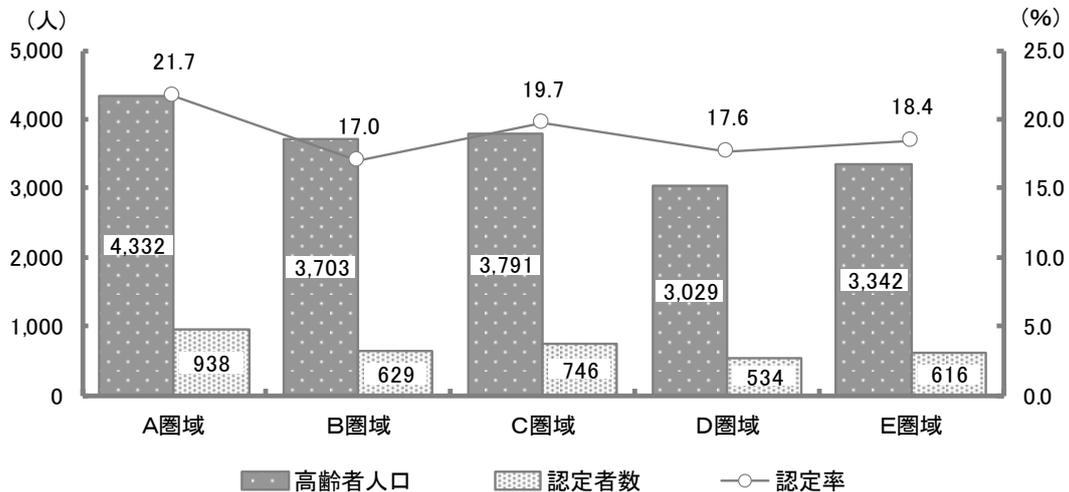


資料：住民基本台帳【2020（令和2）年10月1日現在】

④ 圏域別の認定者数

圏域別の認定者数はA圏域が938人と最も多く、次いでC圏域が746人となっています。

◆ 圏域別の認定者数



資料：住民基本台帳【2020（令和2）年4月1日現在】
介護保険事業状況報告書【2020（令和2）年4月末日現在】

⑤ 圏域別のサービス事業所等の状況【2020（令和2）年10月現在】

■介護サービス事業所

区分	単位	A圏域	B圏域	C圏域	D圏域	E圏域	合計
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	か所	1	0	1	1	2	5
	床	50	0	50	50	100	250
介護老人保健施設	か所	0	0	1	2	1	4
	床	0	0	80	180	100	360
特定施設入居者生活介護	か所	1	1	0	0	1	3
	床	30	100	0	0	51	181
通所介護（デイサービス）	か所	4	3	1	2	2	12
通所リハビリテーション	か所	1	3	1	4	2	11
短期入所生活介護 （ショートステイ）	か所	1	1	1	2	3	8
	床	14	9	10	20	60	113
訪問看護	か所	1	2	0	1	1	5
訪問介護	か所	4	6	2	3	4	19
訪問入浴介護	か所	1	0	0	1	0	2
訪問リハビリテーション	か所	1	0	1	0	0	2
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	か所	1	1	2	2	2	8
	床	18	18	36	27	26	125
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	か所	0	0	1	1	0	2
認知症対応型通所介護	か所	1	1	1	1	1	5
地域密着型通所介護	か所	1	0	1	0	1	3
（看護） 小規模多機能型居宅介護	か所	1	1	1	1	1	5
	人(定員)	25	29	29	25	29	137
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 （特別養護老人ホーム）	か所	0	1	0	1	0	2
	床	0	29	0	29	0	58
居宅介護支援事業所	か所	4	6	1	4	3	18

■介護サービス事業所以外

区分	単位	A圏域	B圏域	C圏域	D圏域	E圏域	合計
養護老人ホーム	か所	0	0	0	0	1	1
	床	0	0	0	0	60	60
軽費老人ホーム	か所	0	1	1	3	1	6
	床	0	30	30	120	50	230
サービス付き高齢者向け住宅 （特定施設の指定を受けていないもの）	か所	1	2	0	1	2	6
	戸	32	69	0	39	105	245
有料老人ホーム	か所	0	2	0	0	1	3
	戸	0	34	0	0	9	43

4 アンケート調査結果について

第3章

高齢者人口等の将来推計

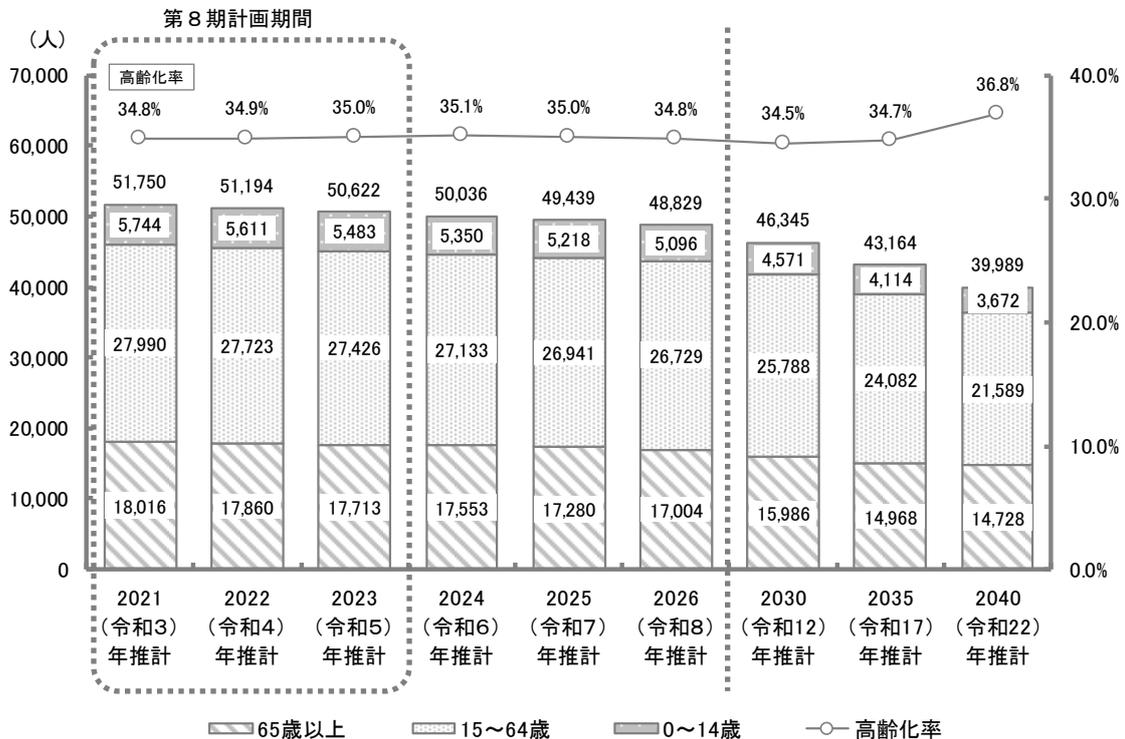
1 高齢者人口，要支援・要介護認定者数等の推計

(1) 人口推計

① 総人口および年齢3区分別人口の推計

本市の総人口は，2021（令和3）年推計の51,750人から2023（令和5）年には50,622人と1,128人減少，2040（令和22）年には39,989人と11,761人減少すると予測されます。年齢3区分別では，65歳以上，15～64歳，0～14歳のいずれも2021（令和3）年以降は減少すると予測されており，2023（令和5）年では65歳以上は17,713人，15～64歳は27,426人，0～14歳は5,483人，2040（令和22）年では65歳以上は14,728人，15～64歳は21,589人，0～14歳は3,672人と予測されます。

◆ 総人口および年齢3区分別人口の推計

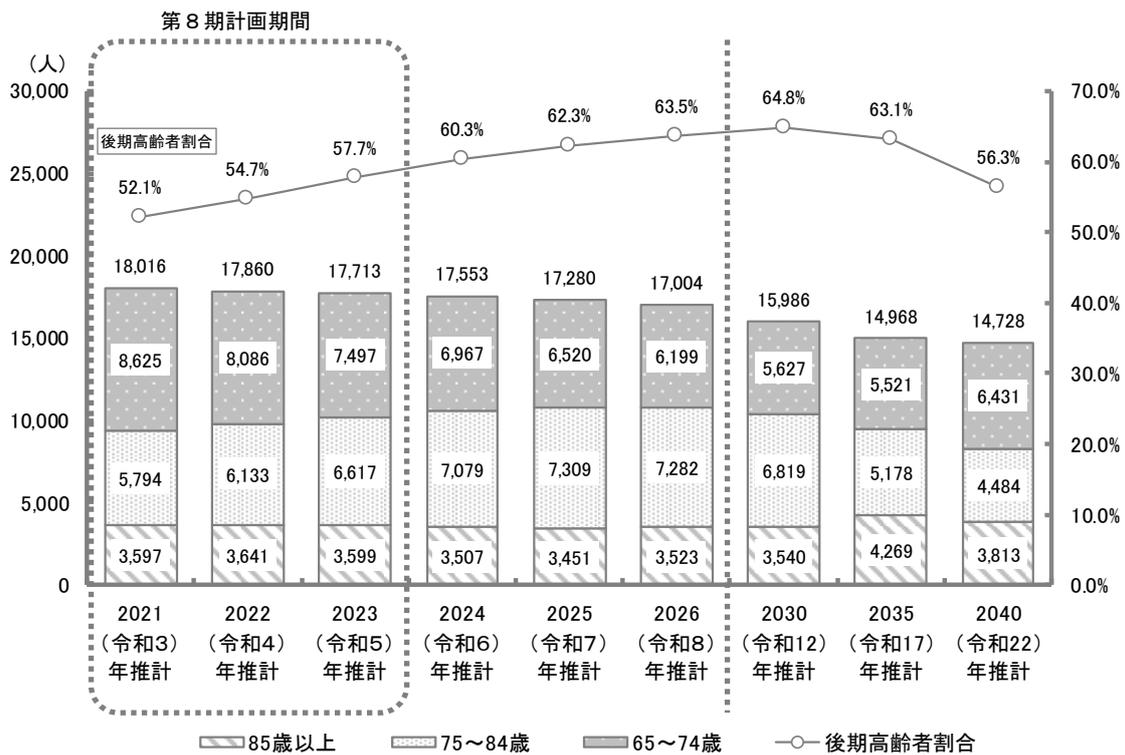


※推計にあたっては，2016（平成28）～2020（令和2）年（各年10月1日現在）の住民基本台帳の人口により，コーホート変化率法を用いて算出したものを採用

② 65歳以上人口の推計

前期・後期高齢者人口の推計は、前期高齢者人口が減少し、後期高齢者人口が増加する傾向が続くと予測されます。2025（令和7）年には、高齢者人口は17,280人と現在より少なくなりますが、後期高齢者人口は10,760人、高齢者人口に占める後期高齢者人口の割合は62.3%と大きく増加すると予測されます。

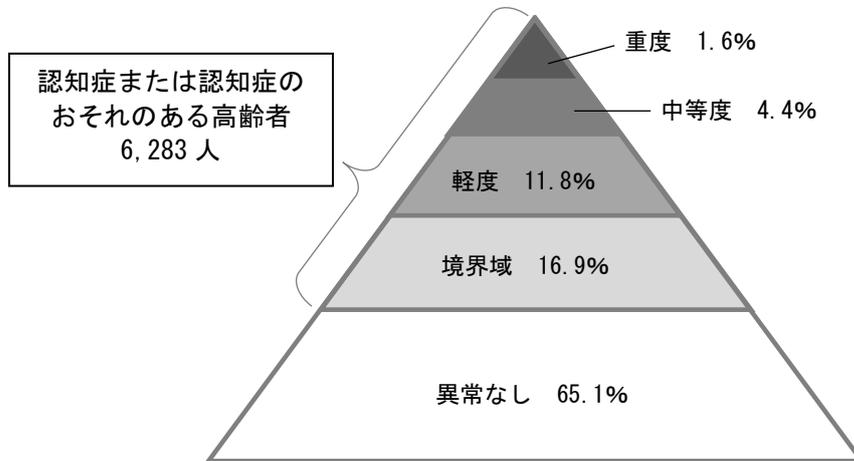
◆ 65歳以上人口の推計



※推計にあたっては、2016（平成28）～2020（令和2）年（各年10月1日現在）の住民基本台帳の人口により、コーホート変化率法を用いて算出したものを採用

③ 認知症高齢者数の推定値

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から、認知症または認知症のおそれのある高齢者の推定結果は6,283人と推定され、65歳以上の約3人に1人の割合となります。



※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果を参考にし、未回答群も回答群と同じ程度のCPS（認知機能障害の程度）であろうという前提での推定値
 ※実際の人口値（住民基本台帳）を参考に算出

（2）第1号被保険者数の推計

第1号被保険者数の推計では、2023（令和5）年度時点に合計が17,600人、2025（令和7）年度時点に合計が17,172人と見込まれます。

◆ 第1号被保険者数の推計

単位：人

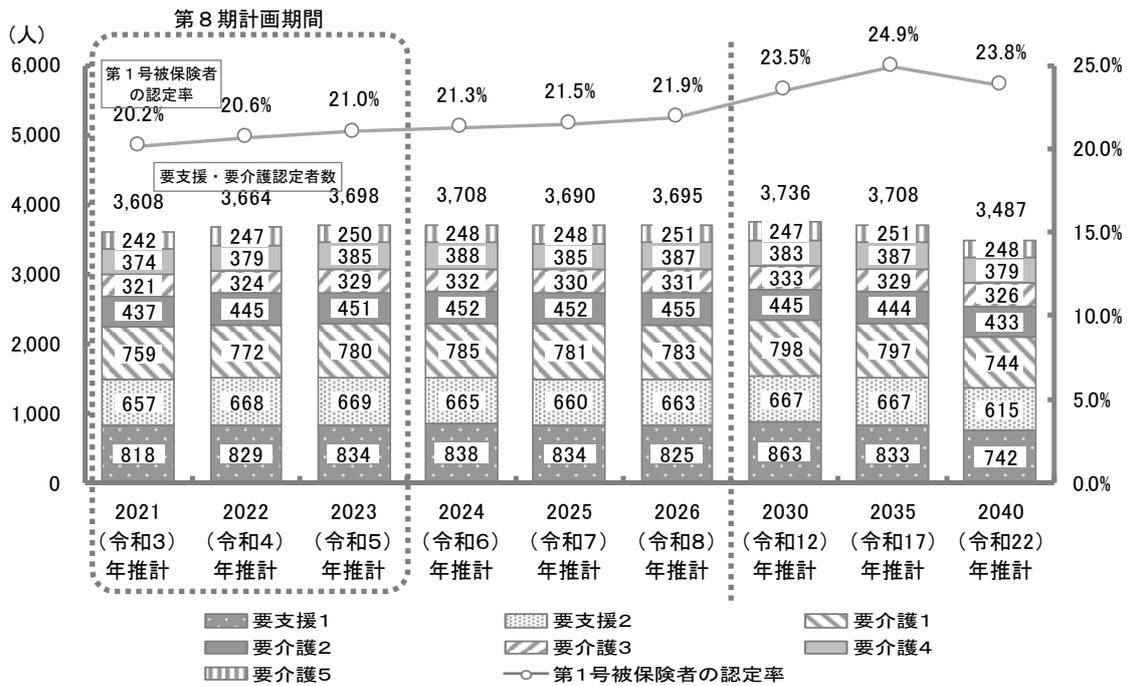
	2021 (令和3) 年推計	2022 (令和4) 年推計	2023 (令和5) 年推計	2024 (令和6) 年推計	2025 (令和7) 年推計	2026 (令和8) 年推計	2030 (令和12) 年推計	2035 (令和17) 年推計	2040 (令和22) 年推計
65～74歳	8,565	8,029	7,444	6,918	6,475	6,156	5,588	5,482	6,385
75～84歳	5,752	6,089	6,570	7,028	7,258	7,230	6,770	5,142	4,452
85歳以上	3,584	3,628	3,586	3,494	3,439	3,510	3,527	4,253	3,800
計	17,901	17,746	17,600	17,440	17,172	16,896	15,885	14,877	14,637
高齢者数	18,016	17,860	17,713	17,553	17,280	17,004	15,986	14,968	14,728

※推計は、2018（平成30）年～2020（令和2）年の高齢者数に対する第1号被保険者の出現率の平均を使用

(3) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数の推計では、2023（令和5）年度時点に合計が3,698人、2025（令和7）年度時点に合計が3,690人と見込まれます。第1号被保険者の認定率は上昇していくと予測されます。

◆ 要支援・要介護認定者数の推計



※認定者数は、第1号被保険者と第2号被保険者の総数とし、認定率には第2号被保険者は含まない
 ※推計は、2020（令和2）年8月分の認定率により独自に試算

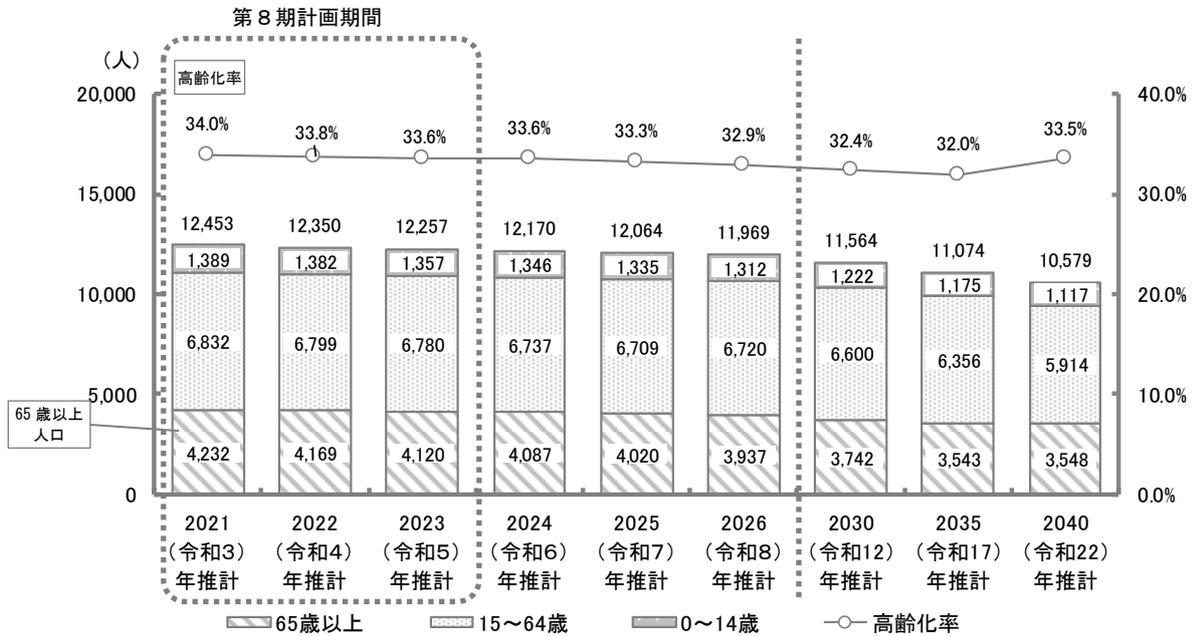
単位：人

		2021 (令和3) 年推計	2022 (令和4) 年推計	2023 (令和5) 年推計	2024 (令和6) 年推計	2025 (令和7) 年推計	2026 (令和8) 年推計	2030 (令和12) 年推計	2035 (令和17) 年推計	2040 (令和22) 年推計
第1号被保険者	要支援1	807	818	823	827	823	814	853	824	734
	要支援2	644	655	656	652	647	650	654	655	605
	要介護1	753	766	774	779	775	777	792	791	740
	要介護2	425	433	439	440	440	443	433	433	424
	要介護3	318	321	326	329	327	328	330	326	323
	要介護4	372	377	383	386	383	385	381	385	377
	要介護5	238	243	246	244	244	247	243	247	245
小計	3,557	3,613	3,647	3,657	3,639	3,644	3,686	3,661	3,448	
第2号被保険者	要支援1	11	11	11	11	11	11	10	9	8
	要支援2	13	13	13	13	13	13	13	12	10
	要介護1	6	6	6	6	6	6	6	6	4
	要介護2	12	12	12	12	12	12	12	11	9
	要介護3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	要介護4	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	要介護5	4	4	4	4	4	4	4	4	3
小計	51	51	51	51	51	51	50	47	39	
合計	3,608	3,664	3,698	3,708	3,690	3,695	3,736	3,708	3,487	
第1号被保険者数	17,901	17,746	17,600	17,440	17,172	16,896	15,885	14,877	14,637	
高齢者数	18,016	17,860	17,713	17,553	17,280	17,004	15,986	14,968	14,728	

2 圏域別人口，要支援・要介護認定者数の推計

(1) A圏域（与島・西部・中央地区）

◆ 人口および年齢3区分別人口の推計



※推計にあたっては、2016（平成28）～2020（令和2）年（各年10月1日現在）の住民基本台帳の人口により、コーホート変化率法を用いて算出したものを採用

◆ 要支援・要介護認定者数の推計

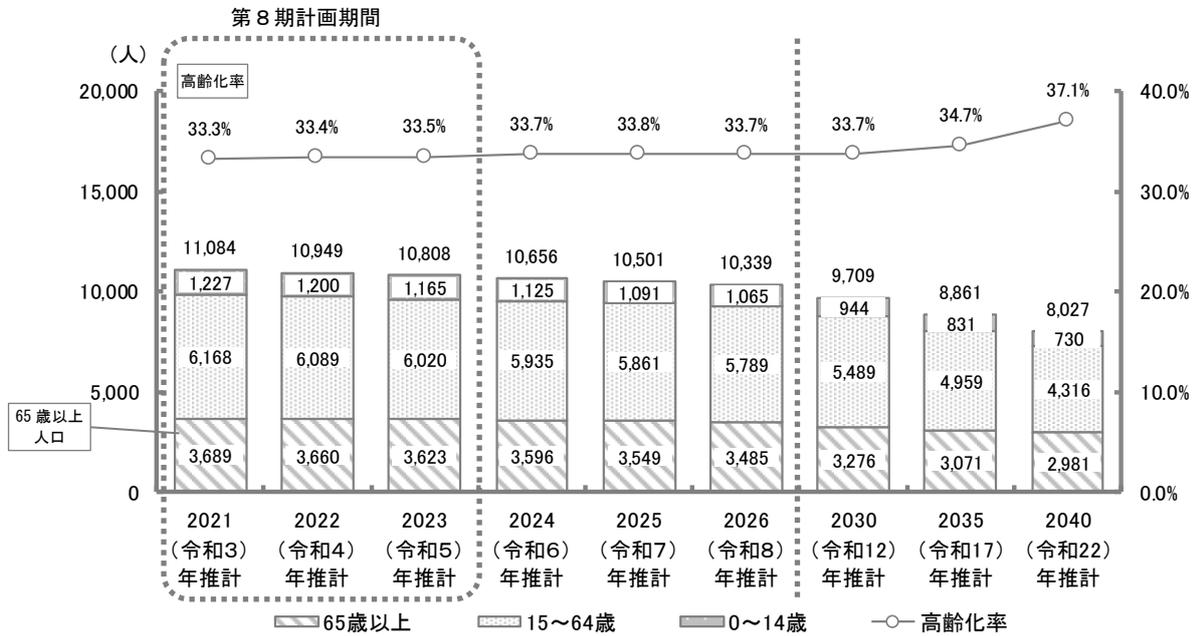
単位：人

		2021 (令和3) 年推計	2022 (令和4) 年推計	2023 (令和5) 年推計	2024 (令和6) 年推計	2025 (令和7) 年推計	2026 (令和8) 年推計	2030 (令和12) 年推計	2035 (令和17) 年推計	2040 (令和22) 年推計
第1号被保険者	要支援1	208	204	200	203	199	194	196	185	167
	要支援2	167	172	164	162	159	158	154	147	139
	要介護1	198	197	200	198	194	192	187	177	163
	要介護2	111	114	116	113	109	114	104	101	96
	要介護3	85	82	85	88	86	86	81	76	72
	要介護4	101	96	97	102	102	104	96	91	82
	要介護5	63	64	68	67	63	64	58	54	55
	小計	933	929	930	933	912	912	876	831	774
第2号被保険者	要支援1	3	3	3	3	3	3	2	1	0
	要支援2	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	要介護1	2	2	2	2	2	2	2	2	4
	要介護2	3	2	2	2	2	2	3	3	5
	要介護3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	要介護4	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	要介護5	2	2	2	2	2	2	2	2	3
	小計	18	17	17	17	17	17	17	16	20
合計	951	946	947	950	929	929	893	847	794	

※推計は、2020（令和2）年8月分の認定率により独自に試算

(2) B圏域（東部・金山（江尻町）地区）

◆ 人口および年齢3区分別人口の推計



※推計にあたっては、2016（平成28）～2020（令和2）年（各年10月1日現在）の住民基本台帳の人口により、コーホート変化率法を用いて算出したものを採用

◆ 要支援・要介護認定者数の推計

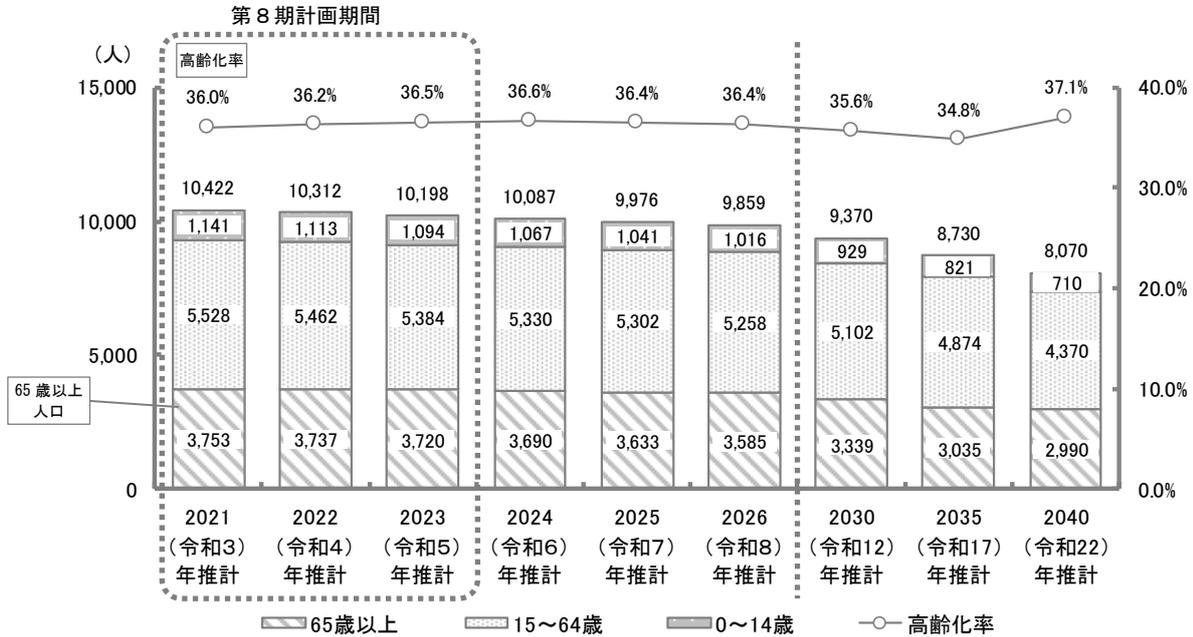
単位：人

		2021 (令和3) 年推計	2022 (令和4) 年推計	2023 (令和5) 年推計	2024 (令和6) 年推計	2025 (令和7) 年推計	2026 (令和8) 年推計	2030 (令和12) 年推計	2035 (令和17) 年推計	2040 (令和22) 年推計
第1号被保険者	要支援1	155	161	166	165	166	164	179	169	149
	要支援2	122	126	130	129	130	131	136	138	125
	要介護1	142	146	150	153	153	155	166	166	154
	要介護2	80	82	84	86	87	86	89	90	88
	要介護3	59	60	63	63	62	63	68	66	66
	要介護4	70	73	76	75	74	75	78	81	81
	要介護5	45	47	47	45	49	48	51	52	52
	小計	673	695	716	716	721	722	767	762	715
第2号被保険者	要支援1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	要支援2	3	3	3	3	3	3	3	3	2
	要介護1	2	2	2	2	2	2	2	2	0
	要介護2	3	3	3	3	3	3	3	3	1
	要介護3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要介護4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要介護5	1	1	1	1	1	1	1	1	0
	小計	11	11	11	11	11	11	11	11	5
合計	684	706	727	727	732	733	778	773	720	

※推計は、2020（令和2）年8月分の認定率により独自に試算

(3) C圏域 (林田・松山・王越地区)

◆ 人口および年齢3区分別人口の推計



※推計にあたっては、2016（平成28）～2020（令和2）年（各年10月1日現在）の住民基本台帳の人口により、コーホート変化率法を用いて算出したものを採用

◆ 要支援・要介護認定者数の推計

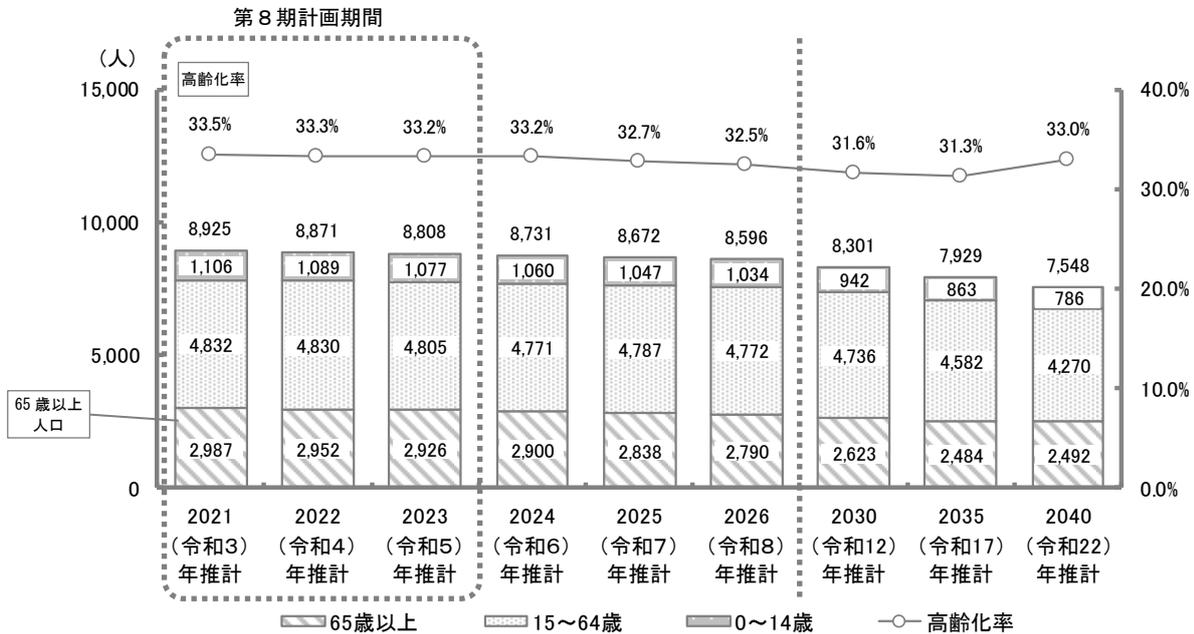
単位：人

		2021 (令和3) 年推計	2022 (令和4) 年推計	2023 (令和5) 年推計	2024 (令和6) 年推計	2025 (令和7) 年推計	2026 (令和8) 年推計	2030 (令和12) 年推計	2035 (令和17) 年推計	2040 (令和22) 年推計
第1号被保険者	要支援1	161	161	162	163	162	162	172	170	152
	要支援2	129	129	129	128	125	127	127	130	121
	要介護1	150	151	152	154	151	151	155	158	150
	要介護2	87	86	87	88	87	84	84	87	85
	要介護3	64	64	65	63	63	63	64	66	66
	要介護4	74	77	77	78	75	71	72	73	77
	要介護5	47	47	48	48	46	46	47	49	48
	小計	712	715	720	722	709	704	721	733	699
第2号被保険者	要支援1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	要支援2	3	3	3	3	3	3	3	3	2
	要介護1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
	要介護2	3	3	3	3	3	3	3	3	1
	要介護3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要介護4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要介護5	1	1	1	1	1	1	1	1	0
	小計	10	10	10	10	10	10	10	10	5
合計	722	725	730	732	719	714	731	743	704	

※推計は、2020（令和2）年8月分の認定率により独自に試算

(4) D圏域(金山(江尻町を除く)・川津地区)

◆ 人口および年齢3区分別人口の推計



※推計にあたっては、2016(平成28)~2020(令和2)年(各年10月1日現在)の住民基本台帳の人口により、コーホート変化率法を用いて算出したものを採用

◆ 要支援・要介護認定者数の推計

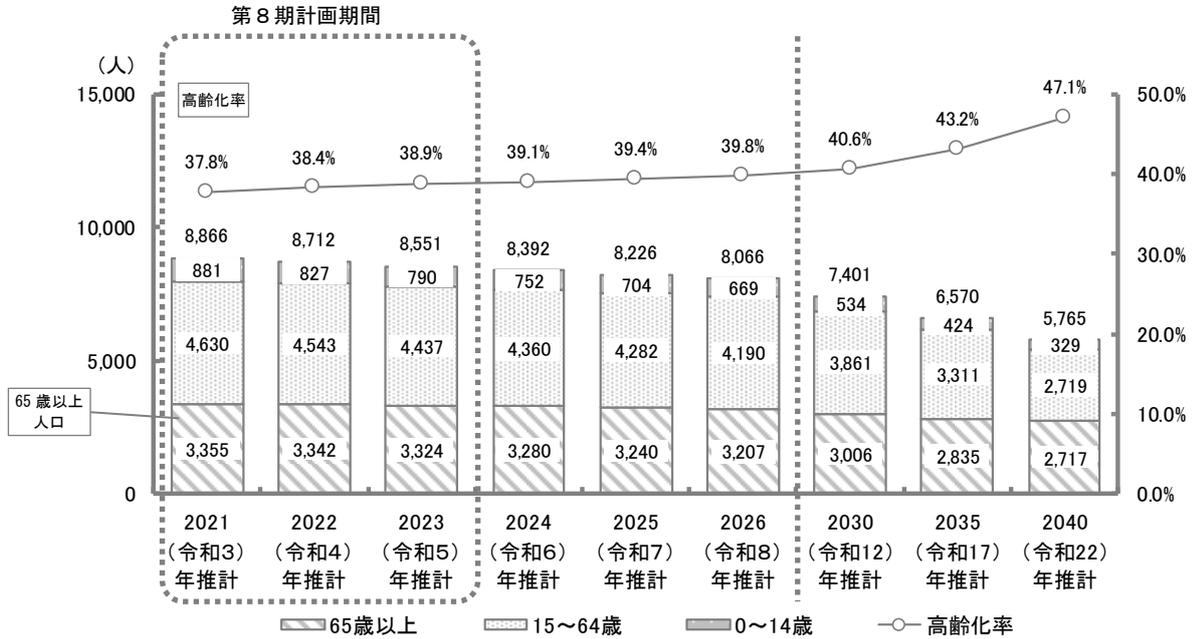
単位：人

		2021 (令和3) 年推計	2022 (令和4) 年推計	2023 (令和5) 年推計	2024 (令和6) 年推計	2025 (令和7) 年推計	2026 (令和8) 年推計	2030 (令和12) 年推計	2035 (令和17) 年推計	2040 (令和22) 年推計
第1号被保険者	要支援1	133	136	137	138	138	138	142	140	125
	要支援2	107	108	108	109	108	110	109	111	102
	要介護1	124	128	127	129	129	131	130	133	125
	要介護2	70	71	72	72	75	75	71	72	71
	要介護3	51	55	53	55	54	55	54	56	56
	要介護4	59	61	62	61	61	63	63	64	63
	要介護5	39	40	39	39	40	41	40	42	41
	小計	583	599	598	603	605	613	609	618	583
第2号被保険者	要支援1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	要支援2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	要介護1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	要介護2	1	2	2	2	2	2	2	1	1
	要介護3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要介護4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要介護5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	5	6	6	6	6	6	7	6	5
合計	588	605	604	609	611	619	616	624	588	

※推計は、2020(令和2)年8月分の認定率により独自に試算

(5) E圏域（西庄・加茂・府中地区）

◆ 人口および年齢3区分別人口の推計



※推計にあたっては、2016（平成28）～2020（令和2）年（各年10月1日現在）の住民基本台帳の人口により、コーホート変化率法を用いて算出したものを採用

◆ 要支援・要介護認定者数の推計

単位：人

		2021 (令和3) 年推計	2022 (令和4) 年推計	2023 (令和5) 年推計	2024 (令和6) 年推計	2025 (令和7) 年推計	2026 (令和8) 年推計	2030 (令和12) 年推計	2035 (令和17) 年推計	2040 (令和22) 年推計
第1号被保険者	要支援1	150	156	158	158	158	156	164	160	141
	要支援2	119	120	125	124	125	124	128	129	118
	要介護1	139	144	145	145	148	148	154	157	148
	要介護2	77	80	80	81	82	84	85	83	84
	要介護3	59	60	60	60	62	61	63	62	63
	要介護4	68	70	71	70	71	72	72	76	74
	要介護5	44	45	44	45	46	48	47	50	49
	小計	656	675	683	683	692	693	713	717	677
第2号被保険者	要支援1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	要支援2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
	要介護1	1	1	1	1	1	1	0	0	0
	要介護2	2	2	2	2	2	2	1	1	1
	要介護3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要介護4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要介護5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	7	7	7	7	7	7	5	4	4
合計	663	682	690	690	699	700	718	721	681	

※推計は、2020（令和2）年8月分の認定率により独自に試算

第4章

計画の基本理念および基本目標

1 基本理念

2025（令和7）年には団塊の世代が75歳以上になり、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護認定者、認知症高齢者などが増加することが予測されます。

こうした中、すべての高齢者が生きがいに満ち暮らし続けるためには、「健康寿命」の延伸が重要であり、必要に応じて適切なサービスを受けられることが大切です。しかしながら、近年の社会情勢から、高齢者と高齢者を取り巻く環境や生活課題を公的な制度や福祉サービスだけで支えることは難しい状況となってきています。これら高齢者と高齢者を取り巻く環境や生活課題に対し、きめ細かく対応するためには、「地域で支え、支えあう」地域共生社会を実現していくことが求められます。

本計画は、高齢者に関する具体的な目標や施策を示すとともに、前計画の基本的考え方や趣旨を継承し、地域包括ケアシステムの実現に向けた施策と事業を積極的に展開していくため、本計画の基本理念を「誰もが安心していきいきと暮らせる 地域づくり」とします。

また、基本方針についても、前計画の基本的考え方や趣旨を継承し、団塊の世代が後期高齢者となる「2025年」と団塊ジュニアの世代が高齢者となる「2040年」を考え、長期的視点に立ち「2040年を見据えた仕組みづくり」とします。

【 基本理念 】

誰もが安心して 生き生きと 暮らせる 地域づくり

【 基本方針 】

2040年を見据えた仕組みづくり



2 基本目標

(1) 健やかに 幸せな まちづくり

高齢者一人ひとりが、出来る限り元気に自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、健康づくりと介護予防を推進していきます。生活習慣病や要介護状態等の予防を目的とした事業を実施することで、高齢期の健康に対する意識を高め、高齢者の元気な暮らしを支援していきます。

また、住民の主体的な支え合いや地域の資源を活かした地域づくりを推進し、住民一人ひとりの暮らしや生きがいを地域とともに創る「地域共生社会」を実現するために、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる健やかに幸せなまちづくりをめざします。

(2) 楽しく 豊かな 生きがいくくり

高齢者がいきいきと暮らせるよう、地域活動の充実により生きがいくくりを推進するとともに、社会の担い手として活躍できるよう支援していきます。

また、高齢者の貴重な経験や知識・技術を活かし、生きがいと自信を持って活躍できるよう社会参加を促進し、住み慣れた地域で楽しく豊かに暮らし続けることができるよう施策の展開を図ります。

(3) 思いやりのある 地域ネットワークづくり

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けるため、在宅サービスと施設・居宅系サービスなど、バランスのとれたサービス提供体制整備に努めます。

また、介護を必要とする人だけでなく、その家族への支援を行い、在宅医療・在宅介護の充実を図り、高齢者が日常生活の必要に応じて介護・医療・予防・生活支援といった支援を受けられるよう、地域での関係者によるネットワークの強化に取り組みます。

3 施策の体系

基本理念

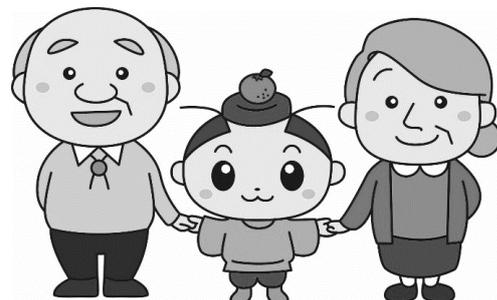
誰もが安心して いきいきと暮らせる 地域づくり

基本方針

2040年を見据えた仕組みづくり

基本目標

健やかに 幸せな まちづくり
楽しく 豊かな 生きがいづくり
思いやりのある 地域ネットワークづくり



具体項目

1 介護予防と社会参加の推進

- (1) 介護予防の充実
- (2) 元気高齢者の活動支援

2 高齢者の生活を支える体制の充実

- (1) 「坂出ささえまろネットワーク」の充実
- (2) 在宅生活支援の充実
- (3) 安心して生活するための環境づくり
- (4) 高齢者の権利擁護と虐待の防止

3 認知症施策の推進

- (1) 認知症の理解を深めるための普及啓発
- (2) 認知症の人や関わる人への支援

4 包括的な支援体制の強化

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進
- (3) 在宅医療・介護連携の推進

5 介護支援の推進

- (1) 介護サービス事業所への支援
- (2) 持続可能な介護保険制度運営

めざす姿

夢（生きがい）を持って
元気に わくわく 自分らしく
健やかで幸せなまちへ

第5章

計画の推進体制

1 全庁的な取り組み

本計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉・介護など、高齢者に関わる問題を担当する関係各課が連携し、支援を必要としている高齢者を早期に把握し、一人ひとりのニーズに対応したサービスの提供に努めます。

また、市民および各種団体、保健・医療・福祉・介護の各分野の関係機関等との緊密な協力・連携を図る中で、本計画の円滑かつ効果的な推進に努めます。

2 広報体制の充実

介護保険サービス、健康づくりおよび介護予防に関する保健事業、福祉事業、地域福祉活動等さまざまなサービスや制度を含めた情報について、広報誌、パンフレット、ホームページ等の多様な媒体や各種事業を通じた広報活動を行い、市民への周知を図っていきます。介護保険の実施状況については、地域包括ケア「見える化」システムを効果的に活用して、積極的に情報提供を行います。

また、広報活動にあたっては、拡大文字や図などを用いて、可能な限り分かりやすい資料の作成等を通じて、障がいのあるかたなどにも配慮した情報提供・周知に努めます。

3 PDCAサイクルを通じた地域マネジメントの推進

地域包括ケアシステムの深化・推進および介護保険制度の持続可能性の確保のためには、保険者である本市による地域課題の分析と対応が必要であり、保険者機能を抜本的に強化していく必要があることから、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取り組みである「地域マネジメント」を推進していく必要があります。

具体的には、①地域包括ケア「見える化」システムなどを活用し、地域の実態把握・課題分析を行い、②実態把握・課題分析を踏まえ、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成し、③この計画に基づき、地域の介護資源の発掘や基盤整備、多職種連携の推進、効率的なサービス提供も含め、自立支援や介護予防に向けたさまざまな取り組みを推進して、④これらの取り組みの実績を評価した上で、計画について必要な見直しを行う、というPDCAサイクルを繰り返し行うことが重要です。このため、実態や課題を踏まえて、本計画の最終年度である2023（令和5）年度における目標を設定し、関係者間で共有しつつ、目標の達成状況について、「坂上市介護保険事業計画運営推進委員会」等を通じて分析、評価、公表を行います。

第6章

施策の推進

1 介護予防と社会参加の推進

介護予防は、年齢や心身の状態に関わらず、地域で暮らすすべての高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるようにするための取り組みです。そこで、閉じこもりを予防し、活動的な状態を維持するため、人と人とのつながりを築く通いの場の充実や高齢者自らが介護予防に向けた活動の担い手となるよう社会参加の促進を図るとともに、リハビリ専門職と連携し、運動器の機能向上や転倒予防に向けた取り組みの強化に努めます。

また、多様な問題を抱えた世帯への支援が円滑に行えるよう、関係部署や関係機関で検討するためのネットワークを整備するほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じ、高齢者がさまざまな活動に安全に参加できる体制や気軽に相談できる体制の構築に努めます。

(1) 介護予防の充実

本市では、高齢者のニーズや状態に合わせた各種介護予防教室やオリジナル体操「ころばんで体操」の普及を通じて介護予防の充実に努めてきました。

ニーズ調査では、階段を手すりや壁をつたわずにのぼることができるかについて、事業対象者、要支援認定者では「できない」の割合が高く、半数を超えていることから、下肢筋力の機能向上に向けた、介護予防の取り組みが必要です。加えて、一般高齢者の介護・介助が必要になった原因は、前回調査では「骨折・転倒」が最も高かったものの、今回調査では「高齢による衰弱」の割合が最も高くなっており、骨折・転倒予防に加え、栄養改善やフレイル予防についての取り組みが必要です。さらに、介護予防事業について、一般高齢者では「聞いたことがあるが、内容はよくわからない」「知らなかった」が7割を超えており、事業の普及啓発および周知方法の工夫が求められます。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大防止を踏まえた介護予防事業の展開や、自宅で過ごすことの多くなった高齢者等への介護予防・認知症予防対策が求められています。

目標：介護予防・自立支援の充実

【取り組み】

新規	○オリジナル体操「ころばんで体操」の普及
拡充	○「さかいで介護の日」の充実 ◆介護予防事業の普及啓発 ◆健幸アドバイザーの講演会
継続	○介護予防サポーターの養成を通じての地域での担い手づくり ○「出前講座」を活用し、自立支援、介護予防に関する普及啓発 ○介護予防・生活支援サービスの推進 ○一般介護予防事業の推進 ◆転倒予防に特化したはつらつ教室 ◆認知症予防に重点をおいたミュージック・ヒーリングやコグニサイズ ◆フレイル対策や生きがいつくりを目的としたフレイル予防教室

【評価指標】

事業	現状	目標（2023年度）
出前講座「ころばんで体操」開催数	-	50回
介護予防サポーター活動者数	23人	30人

ニーズ調査結果	対象者	現状	目標（2023年度）
手すりや壁をつたわずに階段をのぼることができない割合	一般高齢者	16.0%	10.0%
	要支援認定者	75.9%	60.0%
過去1年間に転んだ経験がある割合	一般高齢者	31.4%	20.0%
	要支援認定者	64.9%	50.0%
転倒に対する不安が大きい割合	一般高齢者	46.3%	40.0%
	要支援認定者	90.8%	80.0%
介護予防事業の認知度	一般高齢者	9.3%	15.0%
	要支援認定者	15.9%	20.0%
介護予防の取り組みが大切だと思う割合	一般高齢者	77.6%	80.0%
	要支援認定者	73.9%	80.0%

目標：多面的なフレイル予防の取り組みの推進

【取り組み】

新規	<ul style="list-style-type: none"> ○保健事業と介護予防の一体的な取り組みの推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ハイリスクアプローチ（重症化予防のための個別支援） ◆ポピュレーションアプローチ（通いの場などへの支援） ○フレイル予防の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆管理栄養士による栄養教室の開催や栄養指導の実施 ○オーラルフレイルの普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ◆オーラルヘルスリーダーによる口腔ケアの推進
----	--

【評価指標】

事業	現状	目標（2023年度）
出前講座「高齢者向けオーラルフレイル」開催数	3回/年	10回/年
後期高齢者のうち健康状態不明者数 （医療・介護情報なし）	38人	0人
80歳で20本以上自分の歯を有する割合 （第2次坂出市健康増進計画）	—	50% （2024年度）

ニーズ調査結果	対象者	現状	目標（2023年度）
高齢による衰弱で介護が必要になった割合	一般高齢者	10.4%	8.0%
	要支援認定者	23.4%	20.0%

（2）元気高齢者の活動支援

本市では、「第2次坂出市健康増進計画および第2次坂出市食育推進計画」を策定し、「お互いに支え合う 笑顔のまち 坂出」をめざし、生活習慣病改善についての健康教育や特定健康診査の受診勧奨、ラジオ体操大会等を通じて高齢者の健康づくりや生きがいづくりに努めてきました。

ニーズ調査では、現在治療中、後遺症のある病気として、高血圧、糖尿病や骨粗しょう症など生活習慣病の割合が高くなっており、毎日の食生活や運動などの生活習慣に大きく影響されることから、高齢期の健康づくりだけでなく、若い世代から自分の心身の状況や健康づくりに関心を持ってもらい、生活習慣病予防や重症化予防に取り組む必要があります。

また、前回の調査に比べ、外出を控えている理由で「その他」が大幅に増加しており、これは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が考えられ、体を動かすことや生涯学習に取り組む機会が減っているものと危惧されます。

さらに、支援を必要とする人ほど生きがい「思いつかない」割合が高くなっており、趣味や生きがいづくりの重要性について普及啓発に努めることが必要です。加えて、引き続き生涯学習やスポーツに気軽に親しむことができるよう、情報提供や環境づくりを行うことが必要です。

目標：健幸づくりの推進

【取り組み】

新規	○健幸アドバイザーとの連携 ○かがわ健康ポイント事業との連携 ○民間事業者との連携による健康づくりの推進
継続	○高血圧や糖尿病の予防のための生活習慣病改善に向けての周知啓発 ○特定健康診査の受診勧奨 ○家庭訪問、健康相談、健康教育などのきめ細やかな保健指導の強化 ○適切な食事、適度な運動、禁煙などの生活習慣改善の促進

【評価指標】

事業	現状	目標（2024年度）
かがわ健康ポイント「マイチャレカード」発行数 （坂出市まち・ひと・しごと創成総合戦略 第2期）	153人	300人

事業	対象者	現状 （2018年度）	目標（2024年度）
特定健康診査・保健指導の実施率 （第2次坂出市健康増進計画）	特定健康診査	35.2%	60.0%
	特定保健指導	35.8%	60.0%
メタボリックシンドロームの該当者および予備軍の割合 （第2次坂出市健康増進計画）	男性	51.3%	28.7%
	女性	18.3%	10.6%

ニーズ調査結果	対象者	現状	目標（2023年度）
健康状態が「とてもよい」「まあよい」の割合	一般高齢者	80.9%	85.0%
	要支援認定者	53.1%	55.0%

資料：※※※※※※※※※※※※※※※※

目標：地域住民同士の交流の推進

【取り組み】

継続	<ul style="list-style-type: none"> ○老人クラブ等への参加促進および活動の多様化 ○小・中学生による地域の福祉施設との交流や行事等における高齢者など多世代交流の促進 ○小・中学生によるひとり暮らし高齢者宅への配食サービスや手紙による交流活動 ○民生委員や関係機関団体との連携
----	--

目標：生涯学習やスポーツ活動を通じての生きがいの推進

【取り組み】

拡充	○ラジオ体操広場の設置による普及促進
継続	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習フェスタへの参加促進 ○生涯スポーツの普及 ○感染症対策を講じたうえでの体力測定の実施 ○生きがいのための各種講演会の開催（老人大学等）

【評価指標】

事業	現状	目標（2024年度）
ラジオ体操普及拠点数（ミニ広場含む） （坂出市まち・ひと・しごと創成総合戦略 第2期）	7か所	13か所

ニーズ調査結果	対象者	現状	目標（2023年度）
趣味ありの割合	一般高齢者	68.3%	75.0%
	要支援認定者	42.6%	45.0%
生きがいありの割合	一般高齢者	57.9%	60.0%
	要支援認定者	35.8%	40.0%

目標：通いの場や仲間づくりの推進

【取り組み】

拡充	○通いの場・仲間づくり等による住民主体の交流活動への支援
継続	○「出前講座」など通いの場への多職種による協力支援 ○閉じこもり予防のため、住民主体の通いの場設置への支援

【評価指標】

事業	現状	目標（2023年度）
仲間づくり・通いの場への参加率	—	10.0%
「出前講座」による講師派遣	年間 119 回	年間 130 回

ニーズ調査結果	対象者	現状	目標（2023年度）
週1回以上外出している割合	一般高齢者	94.9%	98.0%
	要支援認定者	80.3%	90.0%

目標：高齢者の就労・就業等への支援

【取り組み】

拡充	○坂出市社会福祉協議会が推進するふれあいサービス（有償ボランティア活動）の会員増に向けた支援
継続	○シルバー人材センターの活動の充実への支援 ○シルバー人材センターの会員増に向けて広報活動の強化

2 高齢者の生活を支える体制の充実

医療・介護のみならず、地域においても高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムの推進のためには、地域で自主活動に取り組んでいる自治会・地区社協・民生委員・老人クラブ・婦人会等の、さまざまな段階での連携による活動の活性化が必要不可欠です。

また、在宅生活を送る高齢者とその家族への支援、住まいをはじめとした生活環境の整備も必要です。

認知症による判断能力の低下や虐待など、困難な状況にある高齢者に対して、尊厳ある生活を続けるために、高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応、成年後見制度の利用促進、市民後見人の育成など、専門的な視点も交え、継続的に高齢者の権利擁護に取り組むための環境づくりに努めます。

(1) 「坂出ささえまろネットワーク」の充実

本市では、第1層協議体「坂出ささえまろネットワーク」を中心に、各地区における第2層協議体との連携により、既にさまざまな助け合いや支え合いを行っている地域の多様な活動を強化し、高齢者の生活支援に関する課題の解決を図るための協議を行ってきました。今後さらなる生活支援の充実のため、より住民に近いレベルでの周知啓発が求められています。

そのため、小地域での助け合い、話し合いの場の開催や住民主体の通いの場として、既存の仲間づくり活動の活用を検討する必要があります。

ニーズ調査では、地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動に「是非参加したい」「参加してもよい」と思う人が合わせて半数以上おり、企画・運営についても3割程度が参加の意思があることから、参加したいと考えている高齢者を現在行われている活動とつなげ、担い手としての活動と、社会参加と通じた生きがいを促進していきます。

また、住民主体の活動の充実を通じて、支援の対象と担い手を高齢者に限ることなく、障がい者や子ども、子育て世代へと広げ、「地域共生社会」の実現へとつないでいくために、関係部署との連携を図ります。

目標：地域の生活課題を市民と共働で話し合う体制の充実

【取り組み】

拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○坂出ささえまろネットワーク会議開催による市内の状況、情報の共有 ○生活支援コーディネーターと連携した既存の取り組みの拡充
----	--

目標：地域住民がお互いに助け合い、支え合う体制づくり

【取り組み】

拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○地域内での地縁組織連携体制の強化、活動状況の共有 ○地域の実情に応じた住民主体の活動創出支援
継続	<ul style="list-style-type: none"> ○配食・声かけ・見守り活動を実施している各団体への各種支援 ○民生委員による援護を必要とする住民への見守りと相談支援活動の推進

目標：より身近な範囲での助け合い支え合い活動の充実

【取り組み】

拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○坂出ささえまろネットワーク井戸ばた会議開催を通じた市民への普及啓発 ○地域独自の情報発信支援 ○担い手の発掘支援
----	---

【評価指標】

ニーズ調査結果	対象者	現状	目標（2023年度）
ボランティアへの参加割合	一般高齢者	18.2%	20.0%
	要支援認定者	6.9%	8.0%
地域づくりへの参加意向 （参加者）	一般高齢者	60.6%	65.0%
	要支援認定者	36.8%	40.0%
地域づくりへの参加意向 （企画・運営）	一般高齢者	34.5%	40.0%
	要支援認定者	17.7%	20.0%

(2) 在宅生活支援の充実

本市では、ひとり暮らし高齢者世帯等が増加する中で、在宅生活を継続するための支援を必要とするかたも増加しています。今回のニーズ調査によると「介護が必要になっても、できる限り、現在の住まいや地域に住み続けたい」と考える高齢者も多い一方で、「施設に入所したい」と回答した理由の多くは、「家族に迷惑をかけたくないから」や「家族による介護が困難であるから」などとなっています。本人や家族を含めた在宅生活を支える体制の充実が必要です。

目標：家族介護・在宅介護の支援

【取り組み】

継続	<ul style="list-style-type: none"> ○介護支援サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ◆在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業 ◆介護慰労金支給事業 ◆寝具乾燥消毒サービス事業 ◆老人入浴サービス給付
----	---

目標：ひとり暮らし高齢者への支援

【取り組み】

継続	<ul style="list-style-type: none"> ○見守り協定事業の実施（郵便局，JA，新聞販売店等） ○介護支援サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ◆老人福祉電話貸与事業 ◆要援護老人給食サービス事業 ○高齢者見守り支援事業（坂出ほっとふれんず）による訪問活動を通じたニーズ把握と支援 ○老人クラブによるひとり暮らし高齢者世帯・寝たきり高齢者宅への訪問
----	---

(3) 安心して生活するための環境づくり

本市では、高齢者が安心して暮らし続けられる環境を提供するため、都市整備や施設整備、防災支援体制の強化を推進するとともに、高齢者の交通安全についても取り組んできました。

自宅での生活が困難になった場合の「施設」への入所や、将来介護が必要になった場合に必要なサービスが提供される「住まい」への住み替えなど、一人ひとりの状況やニーズに合った選択肢を用意するため、高齢者に適切な住まい環境の整備に努めます。

外出についてのニーズ調査では、事業対象者、要支援認定者になるにつれ、「道路などに階段や段差が多い」「公共交通機関の乗り降りが難しい」「公共交通機関が少ない」などの回答が多くなっています。

このため、高齢者が利用しやすい交通環境の整備や、高齢者だけでなく、地域住民が生活しやすい都市環境の整備に努めるとともに、事故に遭わないための意識づくりに努めます。

また、防災や感染症対策にも配慮した安全と安心のあるまちづくりを推進します。

目標：高齢者に適切な住まい環境の整備

【取り組み】

継続	<ul style="list-style-type: none"> ○軽費老人ホーム，有料老人ホーム，サービス付き高齢者向け住宅，養護老人ホームの状況把握と情報提供 ○坂出市民間住宅耐震対策支援事業の推進 ○住宅用火災報知器の普及活動
----	---

【評価指標】

事業	現状	目標（2024年度）
民間住宅耐震対策支援事業による耐震改修 (坂出市まち・ひと・しごと創生総合戦略 第2期)	5件	9件

目標：高齢者や障がい者など地域住民が生活しやすい都市整備

【取り組み】

継続	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な歩道幅員や段差解消，勾配の軽減等バリアフリーを考慮した街路整備 ○高齢者や子どもの利用に配慮した公園などの整備 ○デマンド型乗合タクシー，循環バスの利用促進
----	--

【評価指標】

事業	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
循環バス利用者数 (坂出市まち・ひと・しごと創生総合戦略 第2期)	58,813 人	72,000 人

目標：交通安全の推進および高齢者の事故防止対策の強化

【取り組み】

継続	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者運転免許証自主返納支援事業 ○高齢者の参加による交通安全キャンペーン ○高齢者交通安全教室の実施
----	--

【評価指標】

事業	現状	目標 (2023年度)
高齢者交通安全教室の開催	年間 15 回	年間 18 回

目標：災害および救急救命時を想定した支援体制の整備

【取り組み】

新規	<ul style="list-style-type: none"> ○Net119 ○あんしん通報サービス事業
拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所（二次避難所）の整備
継続	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の耐震化工事 ○自主防災組織の活動の促進 ○災害時の避難（避難行動要支援者避難支援計画〔個別計画〕）の整備 ○きんとキット（救急医療情報キット），携帯カード，119番登録制度の普及啓発および消防本部との連携 ○老人大学での救急実技指導および防火講演

【評価指標】

事業	現状	目標（2023年度）
福祉避難所（二次避難所）数	19 施設	21 施設
事業	現状	目標（2024年度）
自主防災組織カバー率 （坂出市まち・ひと・しごと創生総合戦略 第2期）	100%	100%（継続）

目標：さまざまな感染症への対応

【取り組み】

拡充	○日ごろからの感染症対策の啓発 ○さまざまな感染症発生時の正確な情報提供や相談体制の整備
----	---

（4）高齢者の虐待防止と権利擁護

高齢者虐待は、高齢者の心身に深い傷を負わせ、経済的搾取により必要な支援が受けられない可能性もある重大な権利侵害です。本市では「高齢者虐待防止法」を踏まえ、虐待の早期発見に向けた啓発を行うとともに、関係機関との連携強化による対応力の向上に努めます。

また、認知症等により判断能力の低下した高齢者が、ひとりの人間として尊重され、自分らしく安心した生活を送れるよう、成年後見制度の利用を通じた本人の意思決定支援に努めます。

さらに、国の「成年後見制度利用促進法」および「成年後見制度利用促進計画」に基づき、本市では、2020（令和2）年度より「成年後見制度利用促進体制整備事業」に取り組み、「坂出市成年後見センター（坂出市社会福祉協議会）」を中核機関とし、本市や成年後見制度とかかわりのある専門職や関係機関と連携し、制度の周知啓発や相談支援、利用促進、そして成年被後見人や成年後見人への支援を行う「地域連携ネットワーク」を構築していきます。

目標：高齢者の虐待防止

【取り組み】

継続	○高齢者虐待防止マニュアルの活用 ○警察，病院，サービス事業所等関係機関との連携 ○老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置制度の活用
----	--

目標：高齢者の権利擁護

【取り組み】

継続	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ◆市長申立て ◆成年後見人等報酬助成 ○坂出市社会福祉協議会日常生活自立支援事業との連携 ○坂出市権利擁護専門委員会での対応事例についての検討
----	---

目標：成年後見制度の利用促進

【取り組み】

新規	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用促進体制整備事業の推進 ○専門職、関係機関との地域連携ネットワークの構築 (周知啓発・受任調整・後見人支援)
拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○坂出市成年後見センターとの連携 ○市民後見人養成を通じた担い手の確保

【評価指標】

事業	現状	目標（2023年度）
市民後見人新規養成数	-	5人

3 認知症施策の推進

ニーズ調査より、認知症またはそのおそれのある高齢者の推定値を算出したところ、6,283人と推定され、65歳以上の約3人に1人となりました。

また、在宅介護実態調査では、在宅生活継続に向けて、主な介護者が特に不安に感じることとして「認知症状への対応」の割合が大きく増加しています。

本市では、これまで「認知症初期集中支援事業」や「もの忘れ・けんしん」等早期発見・早期対応の体制づくり、「認知症サポーター養成講座」を地域住民や小学生・民間企業などを対象に、幅広く開催することで、認知症になっても安心して生活できる地域づくりに積極的に取り組んできました。

認知症施策推進大綱にある「共生」と「予防」の概念を踏まえつつ、下記の取り組みを積極的に推進します。

・ 認知症施策推進大綱の5つの柱

1. 普及啓発・本人発信支援
2. 予防
3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
5. 研究開発・産業促進・国際展開

※上記1～5は認知症の人やその家族の意見を踏まえ、推進する。

(1) 認知症の理解を深めるための普及啓発

認知症になっても住みやすい地域づくりのためには、地域に暮らす人びとの認知症に対する理解が必要不可欠です。本市では、これまで取り組んできた認知症サポーター養成講座の開催を継続するとともに、世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）とも連動した普及啓発に取り組めます。

また、認知症の「予防」とは、「認知症にならない」ということではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。運動不足の改善、生活習慣病の予防や社会参加を通じた社会的孤立の防止により、認知症の発症を遅らせることができる可能性があることから、関係部署との連携にも努めます。

目標：認知症のかたと共生する地域づくり

【取り組み】

新規	○世界アルツハイマーデーと連動した普及啓発の取り組み
拡充	○認知症サポーター養成講座 （小・中学校、民間企業も対象に積極的に開催） ○認知症サポーター養成講座修了者へのフォローアップ研修の開催 ○認知症ケアパスの積極的活用

【評価指標】

事業	現状	目標（2023年度）
認知症サポーター養成講座受講者数	4,496人	5,000人
認知症サポーターフォローアップ研修受講者数	年間22人	年間30人

目標：認知症になるのを遅らせ、進行を緩やかにする支援の充実

【取り組み】

継続	○認知症予防につながる運動・栄養改善・社会参加活動の重要性の啓発 ○生活習慣病やロコモ予防担当部署との連携
----	--

(2) 認知症の人や関わる人への支援

本市では、認知症初期集中支援チームの活動やさかいでオレンジかふえ（認知症カフェ）の設置を通じて、認知症の人や家族介護者への支援を行っています。

ニーズ調査では、認知症に関する相談窓口の認知度については2割程度となっており、出前講座などのさまざまな機会を捉えて周知を行い、本人・家族にとって身近な相談支援体制の充実を図ります。

また、関係機関がキャッチした認知症に悩んでいるかたの情報を、初期集中支援チームへとつなぐための連携の拡大も必要であり、早期発見・早期対応の推進に努めます。

目標：早期発見・早期対応の推進

【取り組み】

拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○「もの忘れ・けんしん」による早期対応と予防の周知 ○認知症初期集中支援チームとの連携先の拡充 (かかりつけ医, 専門医療機関, 認知症疾患医療センター, 歯科医療機関, 薬局, 民生委員, 地域住民等)
----	---

目標：本人・家族支援のための体制の充実

【取り組み】

拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症カフェ「さかいでオレンジかふえ」の普及 ○坂出市まいまいこ（はいかい）高齢者おかえり支援事業の推進 ○認知症の身近な地域の相談窓口の周知 ○認知症ケア向上講座の開催
----	---

【評価指標】

事業	現状	目標（2023年度）
認知症カフェ参加者数	937人	950人
おかえり支援サポーター数	270人	280人
おかえり支援事業者数	59事業所	65事業所

ニーズ調査結果	対象者	現状	目標（2023年度）
認知症の相談窓口について知っている割合	一般高齢者	22.2%	30.0%
	要支援認定者	27.5%	30.0%

在宅介護実態調査結果	認知症自立度	現状	目標（2023年度）
認知症自立度別・今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護の認知症状への対応の割合	自立+Ⅰ	14.6%	10.0%
	Ⅱ	55.4%	40.0%
	Ⅲ以上	42.4%	40.0%

4 包括的な支援体制の強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療や介護、生活支援サービス等が包括的に確保される地域包括ケアシステムの推進を図り、高齢者へ効果的な支援を行うための重層的なネットワークの構築を図ります。

また、地域ケア会議を充実し、個別ケースに関する対策の検討・情報交換を行い、地域資源の抽出や不足しているサービスなどの地域課題を把握し、地域への展開に向けて取り組みます。

（1）地域包括支援センターの機能強化

本市では、地域包括支援センターの職員が各地区に出向き、高齢者に関するさまざまな相談に応じ、適切な支援につなげる「出前包括」や専門職、医療等の連携により地域包括支援センターの機能強化に努めてきました。

ニーズ調査では、普段の生活で介護・介助を必要としている人は事業対象者で約4割、要支援認定者で約6割となっていますが、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」人がそれぞれ1割程度みられます。

今後は、地域包括支援センターの業務内容を周知啓発することで相談を行いやすい環境の構築を進めるとともに、多問題を抱えた世帯への支援につなげるための体制づくりに努めます。

目標：地域包括支援センターを中心とした相談体制の推進

【取り組み】

新規	○複雑化、複合化した支援ニーズに対応するための支援体制の構築
拡充	○高齢者の総合相談窓口としての「出前包括」の拡充 ○「介護と育児」や「介護と介護」を同時に担う「ダブルケア」への支援

【評価指標】

事業	現状	目標（2023年度）
「出前講座」の際の「出前包括」の実施回数	66回	70回
「ダブルケア」に関する相談支援	10回 (延べ55人)	12回 (延べ60人)

ニーズ調査結果	対象者	現状	目標（2023年度）
地域の相談窓口として地域包括支援センターを活用している割合	一般高齢者	11.2%	15.0%
	要支援認定者	16.8%	20.0%

資料：※※※※※※※※※※※※

（2）地域ケア会議の充実と適切なケアマネジメントの推進

高齢者が安心して住み慣れた地域で生活するためには、公的なサービスの提供だけでなく、地域の関係機関や支援者とのネットワークを構築するとともに、本人や家族からのさまざまな相談に対応し、情報提供を行うなかで必要な支援やサービスにつなげることも重要です。

そこで、地域課題やニーズを把握し、高齢者に対する支援の充実とそれを支える社会基盤、社会資源の整備を進めるため、多職種による地域ケア会議の充実を図ります。

また、高齢者一人ひとりの実情に応じた適切な支援につなげるとともに、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの向上のため、各種研修会や意見交換などを通じて、ケアマネジメント機能の充実に努めます。

目標：多職種連携による地域ケア会議の充実

【取り組み】

拡充	○ケアマネジャーの資質向上のための新規ケアプランチェック事業 ○自立支援にむけた事例検討会の実施（要支援者を対象）
継続	○地域課題を把握し、社会資源の開発や政策形成につなげるための地域ケア会議の開催

【評価指標】

事業	現状	目標（2023年度）
新規ケアプランチェックの実施	週1回	週1回（維持）
自立支援のための事例検討	週1回	週1回（維持）
地域ケア会議	4回	5回

目標：ケアマネジメントの向上に向けた取り組みの充実

【取り組み】

新規	○感染症対応や災害時を想定したケアマネジメントに関する勉強会の開催
拡充	○自立支援・重度化防止に資するための研修の充実 ○入退院支援の推進を図るための医療機関等との意見交換会の開催 ○多問題を抱える世帯への支援等，困難事例の検討のためのケース会議の開催

（3）在宅医療・介護連携の推進

団塊の世代が75歳の後期高齢者となる2025（令和7）年には，医療と介護の両方を必要とする高齢者が増加すると予測され，さらに医療ニーズおよび介護ニーズを併せ持つ慢性疾患や認知症などの高齢者の増加も見込まれます。

そこで，坂出市医師会在宅医療介護連携支援センター（コーディネーターを配置）と連携し，高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう，在宅医療と介護が切れ目なく一体的に提供できる体制づくりに取り組んでいます。

今後は，地域の各団体等へあらゆる機会を捉えて在宅医療サービス・介護サービスに関する情報発信を積極的に行うほか，多職種連携のため，医療，介護関係者のさらなる顔の見える関係づくりの強化を図ります。

また，かかりつけ医の支援のもと，高齢者自身が主体的に在宅療養生活についてプランニングできるようにACP（アドバンスケアプランニング）の普及啓発を行うとともに，医療・介護関係者が高齢者本人の意思を共有し連携が図れる体制をめざします。

目標：在宅医療・介護連携に関する相談支援

【取り組み】

拡充	○コーディネーターを中心とした相談窓口の周知啓発 ○地域の在宅医療や介護の資源の把握（情報収集，リスト化，マップ化）
----	---

目標：地域住民への普及啓発

【取り組み】

新規	○「エンディングノート」を活用し、ACP（アドバンスケアプランニング）に関する周知啓発 ○本人の意見を尊重した意思決定支援の促進
拡充	○市民を対象とした「看取り」や「終末期」に関する講演会の開催

【評価指標】

ニーズ調査結果	対象者	現状	目標（2023年度）
治療・ケアについて家族と話し合ったことがある割合	一般高齢者	17.1%	20.0%
	要支援認定者	41.5%	50.0%
望する治療・ケアについて書面を作成している割合	一般高齢者	2.9%	5.0%
	要支援認定者	15.2%	20.0%

資料：※※※※※※※※※※※※

目標：切れ目のない在宅医療と介護の仕組みづくり

【取り組み】

拡充	○医療・介護関係者の情報共有の支援（情報共有ツール）
継続	○医療・介護関係者の顔の見える関係づくり（多職種研修会） ○医療・介護関係者等による事例検討会（レコルデ在宅） ○多職種連携の実践のためのグループワークの実施

【評価指標】

事業	現状	目標（2023年度）
事例検討会の開催（レコルデ在宅）	6回	6回（維持）

5 介護支援の推進

ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、認知症高齢者等の支援を要する高齢者に対し、住み慣れた地域で生活が継続できるよう生活の維持、向上のため、介護サービス提供体制の充実、質の向上を図ります。

また、効果的・効率的な介護給付の推進には、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とするサービスを、事業者が適切に提供すること促し、適切なサービス提供を確保することで、その結果としての費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図っていきます。

介護相談員派遣事業においては、相談員が訪問することで、利用者の相談に応じ、不安等の解消、権利擁護、また、介護事業所における介護サービスの質的向上を図るよう努めます。

人材面では、介護保険サービス事業者等に対する研修等を定期的に行い、サービスの質の確保、向上に努めるとともに、介護サービス事業所が提出する申請書類等を簡略化することで事務の効率化を図り、介護人材の確保に努めます。

(1) 介護サービス事業所への支援

介護サービスを必要としている人が適切なサービスを利用できるよう繋げていくことで、既存の施設の利用向上を図っていきます。また、介護サービス事業所への継続的な相談、支援により、介護サービスの質の向上に努めます。

また、介護サービス事業所等での新型コロナウイルス感染症に対応するため、香川県が購入所有する備蓄物資を本市で備蓄し、速やかに配布できるよう支援を行っていきます。

目標：介護サービスの質の向上

【取り組み】

継続	○介護サービス事業所への継続的な相談、支援による介護サービスの質の向上
----	-------------------------------------

(2) 持続可能な介護保険制度運営

受給者が真に必要とするサービスを、事業者が適切に提供し、これにより適切なサービス提供の確保とその結果としての費用の効率化を通じ、介護給付の適正化を図ることが、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の運営につながると考えているため、今後も要介護認定の適正化、ケアプランの点検等を通じ、介護給付の適正化を行っていきます。

今後も認定者数の増加が見込まれる中、必要なニーズに対応するため、より一層介護サービスの質の向上と確保に取り組むとともに、介護人材の育成・確保の取り組みを進めます。

また、本市では、出前講座や広報紙等による介護保険制度に関する情報提供や介護支援相談員等に対する研修、連絡協議会等を通じ、保険制度の円滑な運営に努めてきました。

介護保険制度については、制度を利用する高齢者自身が理解しにくいという声があるため、わかりやすい説明方法や気軽に相談できる体制づくりに努めるほか、ホームページ等を更新し、常に最新の情報を提供していきます。

目標：効率的・効果的な介護給付の促進

【取り組み】

継続	<ul style="list-style-type: none"> ○介護給付適正化計画に沿って計画的に実施し、検証・評価・見直しを行う <ul style="list-style-type: none"> ◆要介護認定の適正化 ◆ケアプランの点検 ◆住宅改修・福祉用具の点検 ◆医療情報との突合・縦覧点検 ◆介護給付費通知の送付 ○介護相談員派遣事業の実施 ○第三者行為求償の取り組み拡大 ○介護相談員、認定調査員等の各種研修への参加 ○離島等サービス確保対策事業の推進 ○実地指導等を通じたサービス事業所への指導 ○居宅介護支援事業者連絡会や地域ケア個別会議を通じた介護支援専門員への助言
----	--

【評価指標】

事業	現状	目標（2023年度）
介護相談員派遣事業	相談員 8 名	相談員 12 名 各施設月 1 回訪問

目標：介護保険に関する情報提供・啓発

【取り組み】

継続	<ul style="list-style-type: none"> ○老人大学等での介護保険制度の説明，出前講座の開催 ○広報紙，ホームページ等を通じた高齢者に配慮した情報の提供 ○制度改正に対応したパンフレットの作成，医療機関への配布
----	--

目標：介護人材の確保および資質の向上

【取り組み】

継続	<ul style="list-style-type: none"> ○県の実施する人材育成研修等の教育機会の活用支援 ○介護の魅力を発信することによる介護人材の発掘
----	---

第7章

介護保険事業費の見込みおよび保険料

1 介護保険事業の見込み

(1) 居宅サービス

① 訪問介護

(単位：千円/年，人/月)

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	介護給付								
人数	介護給付								

② (介護予防) 訪問入浴介護

(単位：千円/年，人/月)

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	予防給付								
	介護給付								
人数	予防給付								
	介護給付								

③ (介護予防) 訪問看護

(単位：千円/年，人/月)

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	予防給付								
	介護給付								
人数	予防給付								
	介護給付								

④ (介護予防) 訪問リハビリテーション

(単位：千円/年，人/月)

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	予防給付								
	介護給付								
人数	予防給付								
	介護給付								

⑤ (介護予防) 居宅療養管理指導

(単位：千円/年，人/月)

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	予防給付								
	介護給付								
人数	予防給付								
	介護給付								

⑥ 通所介護

(単位：千円/年，人/月)

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	介護給付								
人数	介護給付								

⑦ (介護予防) 通所リハビリテーション

(単位：千円/年，人/月)

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	予防給付								
	介護給付								
人数	予防給付								
	介護給付								

⑧ (介護予防) 短期入所生活介護

(単位：千円/年，人/月)

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	予防給付								
	介護給付								
人数	予防給付								
	介護給付								

⑨ (介護予防) 短期入所療養介護〔老健〕

(単位：千円/年，人/月)

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	予防給付								
	介護給付								
人数	予防給付								
	介護給付								

⑩ (介護予防) 福祉用具貸与

(単位：千円/年，人/月)

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	予防給付								
	介護給付								
人数	予防給付								
	介護給付								

(2) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

(単位：千円/年，人/月)

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	介護給付								
人数	介護給付								

② 介護老人保健施設

(単位：千円/年，人/月)

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	介護給付								
人数	介護給付								

③ 介護医療院

(単位：千円/年，人/月)

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	介護給付								
人数	介護給付								

④ 介護療養型医療施設

(単位：千円/年，人/月)

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	介護給付								
人数	介護給付								

(3) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(単位：千円/年，人/月)

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	介護給付								
人数	介護給付								

② 夜間対応型訪問介護

(単位：千円/年，人/月)

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	介護給付								
人数	介護給付								

③ (介護予防) 認知症対応型通所介護

(単位：千円/年，人/月)

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	予防給付								
	介護給付								
人数	予防給付								
	介護給付								

④ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

(単位：千円/年，人/月)

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	予防給付								
	介護給付								
人数	予防給付								
	介護給付								

⑤ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

(単位：千円/年，人/月)

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	予防給付								
	介護給付								
人数	予防給付								
	介護給付								

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(単位：千円/年，人/月)

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	介護給付								
人数	介護給付								

⑦ 看護小規模多機能型居宅介護

(単位：千円/年，人/月)

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	介護給付								
人数	介護給付								

⑧ 地域密着型通所介護

(単位：千円/年，人/月)

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	介護給付								
人数	介護給付								

⑨ 特定（介護予防）福祉用具購入費

（単位：千円/年，人/月）

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	予防給付								
	介護給付								
人数	予防給付								
	介護給付								

⑩ （介護予防）住宅改修

（単位：千円/年，人/月）

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	予防給付								
	介護給付								
人数	予防給付								
	介護給付								

⑪ （介護予防）特定施設入居者生活介護

（単位：千円/年，人/月）

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	予防給付								
	介護給付								
人数	予防給付								
	介護給付								

⑫ 介護予防支援・居宅介護支援

(単位：千円/年，人/月)

		2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2025 (令和7)年	2040 (令和22)年
給付費	予防給付								
	介護給付								
人数	予防給付								
	介護給付								

(4) 介護給付費

(5) 予防給付費

(6) 標準給付費等

■標準給付費等の推計

(7) 地域支援事業費

■地域支援事業費の推計

2 介護保険料基準額の設定

(1) 保険料の設定にあたって

① 介護保険給付費の財源

介護保険事業に必要な法定サービスにかかる給付費はサービス利用時の利用者負担を除き、50%を保険料、50%を公費で負担します。第8期計画期間（2021「令和3」年度～2023「令和5」年度）においては、第1号被保険者（65歳以上の方）に保険給付費の23%を保険料として負担していただきます。

② 地域支援事業費の財源

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」に分かれています。

介護予防・日常生活支援総合事業の給付費については、介護給付と同様に、公費、第1号被保険者の保険料、第2号被保険者の保険料で構成されています。包括的支援事業・任意事業については、第2号被保険者を除いた費用負担となっています。

(2) 第1号被保険者保険料

① 費用の負担割合

介護保険財源は、公費と保険料とで50%ずつを負担します。公費分は、国、県、市がそれぞれ分担して負担し、保険料は第1号被保険者および第2号被保険者が負担します。

負担割合は、3年ごとに政令で定められており、第1号被保険者と第2号被保険者の人数比に応じて設定されます。

また、後期高齢者の割合や所得段階の割合により、保険者間で保険料に格差が生じないようにするために、調整交付金が設けられています。

② 保険料収納必要額の算定

標準給付費および地域支援事業費のうち、第1号被保険者の介護保険料で負担する割合(23%)を乗じて算出した第1号被保険者負担分相当額に、調整交付金や準備基金取崩額等を加減して、保険料収納必要額を算出します。

③ 第8期の介護保険料の算定



資料編

- 1 坂出市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画について（提言）
- 2 計画策定の経過
- 3 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会設置要綱
- 4 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会委員名簿
- 5 用語解説